

令和2年第3回士別市議会定例会会議録（第3号）

令和2年9月16日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時16分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	村上緑一君
	5番	喜多武彦君	6番	西川剛君
	7番	十河剛志君	8番	佐藤正君
	9番	谷守君	10番	渡辺英次君
	11番	丹正臣君	12番	国忠崇史君
	13番	大西陽君	14番	谷口隆徳君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	千葉靖紀君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会 教育委員長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
----------------	-------	-----------------	-------

病院事業者 副管理事業者	三好信之君	市立病院 局長	加藤浩美君
-----------------	-------	------------	-------

農業委員
会長

飛世 薫 君

農業委員
局長

藪中 晃 宏 君

監査委員

吉田 博行 君

監査委員
局長

岡崎 忠幸 君

事務局出席者

議事局長

穴田 義文 君

議事局長
議事課主任

岡崎 浩章 君

議事副局長

前畑 美香 君

議事副局長
議事課主任

駒井 靖亮 君

(午前10時00分開議)

○議長（松ヶ平哲幸君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで副議長と交代いたします。

○副議長（井上久嗣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

4番 村上緑一議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） それでは、令和2年第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を始めます。

初めに、地域を支える公共交通網について伺います。

士別市は、東西に約58キロメートル、南北に約42キロメートルと市町村の中でも広大な面積を保有しています。公共交通としてのバス路線は広大な地域の生活を長年にわたって支えてきており、近年においては、人口減少や少子高齢化などの影響により路線バスの利用者の減少に伴い、路線の変更や便数の減便などを行い、路線の維持が図られてきました。特に農村部の人口減少が進み、地域のコミュニティ維持が厳しさを増す中、生活に欠かせない食料品の店がないなど、市街へ出る市民の足となる公共交通の役割がより一層重要であります。近年においては、特に買い物弱者、高齢者、子供の通学の足となる公共交通であります。地域を支える公共交通の維持について、改めて考えを伺います。

次は、地域の情勢による交通網の変化についてです。

温根別中学校閉校時には、路線バスを利用した士別中学校への通学路線バスとして、私も何度か市内西路線を提案してきましたが、西小学校閉校時とあわせて子供の通学の足として西回り路線バスの運行が行われたことや多寄中学校閉校時には中多寄路線を利用した通学バスの運行など行われ、子供たちの通学に合わせ時間の変更や便数の変更が行われてきました。今後も、地域の情勢に合った柔軟な交通網の必要性が求められていると思います。これについての考えを伺います。

次に、今までも議会で何度か取り上げられておりますが、運転免許証返納者への移動支援についてです。

本市の8月時点の65歳以上の高齢化率は40.86%と伺っており、さらに高齢化が進んでいます。本市の高齢者への支援については敬老バス事業がありますが、少子高齢化が一層進む中に

あり、高齢者への交通事故抑制に向けた運転免許証返納者への移動支援を今後も考えていかなければなりません。他市町村の支援としては、公共交通の料金助成、バス回数券、タクシー回数券の助成などがあります。また、免許証返納時には身分証明書となる運転経歴証明書の発行をお手伝いするなど、数多くの支援策を講じているところも多くあります。運転免許証返納者への移動支援についての考えを伺います。

次に、南土別での意見交換会についてです。

南土別の自治会の皆様と市街地への交通手段のあり方について、市担当者を交えての意見交換会についてお聞きします。

南土別は道道が通っており、道道を挟んで東西に位置する地域であり、土別の公共交通網では道北バスの利用を進めております。地域の方々は、バスの利用については時間をかけて道道まで出る必要があり、高齢者にとっては大変な距離になります。地域の皆様からは、ますます地域内の高齢者が増え、住みなれた家や地域から離れず皆さんと生涯を過ごしたいとの思いや通院や買い物難民を出さないよう交通網の施策をとっていただきたいとの声も聞かれます。私は、前段でも述べましたが、地域の情勢に合った柔軟な公共交通網の必要性を考え、今後は、利用実態に即した乗り合い型交通も考えていかなければならないと思います。意見交換会の内容も含め、今後についての考えを伺い、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 村上議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地域公共交通網の維持についてです。

現在、市では、地域公共交通網形成計画に基づき、農村地区における予約運行型乗り合い交通、いわゆるデマンド化への転換を初め、敬老バス乗車証の対象拡大、路線バスを活用した通学手段の確保など、農村部の交通課題の解決に向けた取り組みを進めています。

ほかにも、昨年から多寄地区において、買い物環境づくり研究事業を実施し、名寄市立大学と連携し、交通の利用も含めた買い物環境の課題解決に向け調査・研究を進めているところです。今後においても交通事業者や関連企業と十分な協議をした中で、新たな交通システムの構築に向けた調査・研究を進め、住みなれた地域でこれまでと変わらない生活が維持できるよう、将来を見据えた持続的な公共交通ネットワークの構築を目指します。

次に、地域の情勢に合った柔軟な交通網についてです。

公共交通網は、学校の閉校や医療機関の開設時など、地域の情勢変化に合わせ、事業者と協議した中で運行ルートや時刻表などを見直しています。農村部におけるバス停留所以外でも乗降が可能なフリー乗降の導入を初め、近年は学校閉校に伴うスクール線の新設時に一般の方も乗車できる運行形態にも取り組んでいます。これからの公共交通はIC化、キャッシュレス化による手続の簡素化やバス・タクシーなど複数の交通形態の組み合わせによる移動手段の確保など、新たな交通システムの構築が求められています。地域の情勢変化と合わせ、乗車率や乗降場所なども考慮した中での公共交通網の構築に努めます。

次に、運転免許証返納者の移動支援についてです。

本市では、高齢者の移動支援として敬老バス乗車証交付事業、要援護者通院交通費助成事業を実施しています。敬老バス事業は対象者を74歳以上としていましたが、平成31年4月の有料化の際に、免許を返納される高齢者に配慮し、運転免許更新時の高齢者講習の対象となる70歳まで年齢を引き下げて実施しています。また、要援護者通院交通費助成事業は、バスなどに乗車することができないなど通院時に介護が必要な方の交通費の助成として30年度から実施しています。両事業とも免許返納者に限定したものではありませんが、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう実施しているものであり、現段階においては、これら事業を有効に活用していただきたいと考えています。

次に、南土別での意見交換会についてです。

去る6月27日に、南土別自治会の方とデマンドバス運行等の地域要望に関する意見交換会を行いました。交換会では、デマンドバス運行や免許返納者への助成、さらには乗り合いタクシーの可能性など多くの交通施設に関する意見、要望をいただきました。中でも乗り合いタクシーのお話は、地域が抱える交通課題の解決に向け自治会の方々の熱心な思いが伝わってきました。この制度は、予約制とすることでコンパクトで効率的な交通システムとして効果的な仕組みである一方、事前予約の手間や予定変更の対応などの課題もあるところです。

今後、この制度を初め、多様なデマンド形態への転換など、効率性と利便性のバランス等を考慮した中で、地域の実情に合わせた効果的な交通システムの構築に向け、さらに調査・研究を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 2つほど質問させていただきます。

最初に、今、結構、地域の過疎化が叫ばれていて、人口減少とともに生活が大変ということで、今、国土交通省のほうでも柔軟な交通網の制度改正に向けて、本当に地域に合った、今、市長も言われたとおり、地域に合った交通網の育成ができる、できやすくなってきているというのを聞いたことあるんですけども、そういう制度の今の現状について一言いただいて。

あとまた、今回、南土別のほうの地域の要望、意見ということでもありますけれども、やはり今後とも地域に寄り添っているいろんな意見の交換をしていただいて、地域に寄り添った形のこういう交通手段をいろいろと検討していただきたいと思います。一言いただきたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 村上議員の再質問にお答えいたします。

まず、この公共交通に関する制度についてですが、従来の公共交通のいわゆる国の補助制度等につきましては、路線バスの維持に係るものが中心となっておりまして、そういう意味では廃止代替のための助成制度、そういったものが制度の中心としてありました。今お話にありましたように、例えばデマンド交通、地域の中でそういった運行というのは従来はあまり見られ

なかった中で、そういった制度についての支援策、そういった政策が打ち出されてきたというのが経過としてはございます。

本市でも、川西地区等において、この地域の中では多分一番早かったと思いますが、デマンドバスの運行も始めました。これも地域の方の御意見も伺いながら、大学の研究機関とも連携して、実際に利用している実態も把握しながら、そういった路線の新たな新設にも結びつけたという経過もあったところです。

こういった制度も活用しながら、今、御提言がありました地域の実情に合ったという観点では、今、そのさまざま地域の中に入って困り事、例えば買い物に対するものですとか、高齢者の方の通院、学生の通学も含めてだと思えます。こういった部分を組み合わせる中で、より地域の実情に合わせた交通形態を構築していきたいということで取り組みを進めてきておりますし、今、総合戦略の中においてもM a a Sと言われるような新しい技術も活用した中で、地域交通の構築にも取り組んでいきたいという目標も掲げておりますので、そういったものも含めた総合的な対策を進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 村上議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） 次の質問に移ります。

次の質問は、士別観光の現状について伺います。

本市は、定住人口が減少する中での交流人口を増加することを重要課題とし、国内旅行者や海外旅行者への価値観やニーズの多様化に柔軟に対応する観光を目指しております。サフォークランド士別を掲げ、サフォーク羊を中心にシーブドッグショー、羊の毛刈りショー、羊毛工芸体験、さらには、士別サフォークラムを使用した食を目的とする来訪者が道内外から多くの観光に訪れるとされています。

ことは道内においても新型コロナウイルスにより2月からの緊急事態宣言が発令され、3密を避けるように生活様式が変わりました。経済が低迷し、観光は特に影響がありましたが、今はG o T oトラベルキャンペーンを行って少しずつ持ち直していると聞いています。本市のコロナ禍による観光への影響についての考えと、昨年との対比で観光客数を示してください。また、今後の新型コロナウイルスの対応と、士別観光の需要をどう喚起していく考えかをお伺いします。

次に、ポケモンマンホールと観光についてです。

士別市大通東5丁目の交差点に設置していますポケモンマンホールは、株式会社ポケモンが企画のもと、北海道だいすき発見隊のアローラロコンなどのポケモンがデザインされたポケモンマンホールです。北海道内には15市町村だけに寄贈され、1枚1枚がオリジナルデザインとなっています。この地域の特色が描かれ世界に1枚しかないマンホールです。士別市には、シンボルの羊のイメージに合うメリープの絵柄となっており、スマートフォン向け位置情報ゲーム、ポケモンGOのポケストップになりました。5月に設置してから、マンホールを訪れた

方々はどのぐらいいたのでしょうか。また、土別のマンホールを見た方々の意見もあれば伺います。

ポケモンマンホールと観光の結びつきについてです。

世界に1枚しかないオリジナルデザインのポケふたを、全国を回り探しているポケモンファンも多く、外国人の方々も多いとお聞きしております。今設置している5丁目の交差点では、冬になると見えなくなり、除雪などで傷むのではないのでしょうか。また、ポケモンファンが見に来られた場合、交通の妨げとなることもあります。そこで、今建設中の（仮称）まちなか交流プラザの敷地内に移動してはどうでしょうか。除雪の影響がなく、一年中ポケモンマンホールが見られる場所をつくり、市民やポケモンファンの来店も多くなることにより、土別の観光につながります。また、他市町村ではマンホールカードを発行し、マンホールふたを観光資源としているところも多くあります。今後の土別観光に取り入れてはどうでしょうか。お考えをお聞きします。

次に、キャンプ場の運営について伺います。

近年においてはアウトドアを楽しむ人が増加中であり、中には一人キャンプをしている人も多く、ブームを後押しするように多くのアウトドア系ユーチューバーがその楽しさをネット配信していることも大きな要因とされています。ことしにおいては新型コロナウイルスの影響の中でも、人と人との間を保つソーシャルディスタンスを確保しやすいアウトドアを選び、3密を避けながら解放感を求めています。全道でも新たなキャンプ場ができ、本市においても民間での、たき火キャンプ場が開設し、全国的なキャンプブームとなっております。そこで、本市の運営するキャンプ場は、昨年と比べどのような利用者数となったのでしょうか。

また、キャンプ場の中で一番大きい岩尾内湖白樺キャンプ場についてです。車、バイクでも一緒に入れるキャンプ場として有名ですが、ことしは特にキャンプ人数が多いと伺っております。敷地内の余裕はあったのでしょうか。また、ソーシャルディスタンスを確保し、どのようなコロナ対策をしたのかをお知らせください。

今後もアウトドアブームが続くと思います。利用者が多くなり、キャンプ場の管理など、水回り、トイレ、シャワーなどの整備は問題なかったのでしょうか。

最後に、交流人口を増やすための観光資源ではありますが、キャンプ人口と観光の結びつきをどのように考えているのかお考えを伺い、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、コロナ禍による観光への影響についてです。

先行きが不透明な新型コロナウイルス感染症の影響は、全国の観光地においても厳しい状況が続いております。本市におきましても、緊急事態宣言下での外出自粛やゴールデンウィーク期間中の休業要請により、5月時点での観光入込客数は対前年度比1万4,939人減の約43%であり、観光のみならず地域経済に甚大な影響をもたらしました。その後も、国内外で感染拡大

がおさまらず、岩尾内湖水まつりやハーフマラソン大会などのイベントの中止が余儀なくされましたが、7月の対前年度比では563人増の約102%まで回復しました。その要因は、岩尾内湖の利用が対前年度比6,347人増と大きく伸びていることが大きな要因であると考えているところです。

このような状況下において、大きく落ち込んだ観光需要喚起の取り組みが必要なことから、まずは北海道内や近隣からの誘客を目的に、広域連携で実施している食と観光周遊スタンプラリーやご当地カレー提供店をめぐるカレーアイランド北海道スタンプラリーにも参画し、市内観光の魅力発信と周遊を促しております。また、市フェイスブック等のSNSや観光雑誌等で情報発信することで観光施設の利用促進を図ってきたところです。

今後におきましては、新型コロナウイルス感染症への安全対策を実施しながら、状況を踏まえた効果的な観光振興に努めるとともに、コロナ禍において自宅待機や在宅勤務などで自宅で過ごすことが増えたことで、SNSやウェブサイトに触れる機会が多いからこそ、安全・安心な本市の魅力を継続的に情報発信することにより、ウィズコロナ、アフターコロナにおける旅行形態の変化を見据えた誘客に努めてまいりたいと考えております。

次に、ポケモンマンホールと観光についてです。

まず設置したポケモンマンホールに訪れた方々についてです。ポケモンマンホールは全国各地にあり、北海道には本市を含めた15カ所に寄贈され、市内大通東5丁目の交差点の歩道上に設置いたしました。歩道上ということもあり、見学者数を把握することは困難ですが、近隣の商店街の方々に確認したところ、週末には家族連れなど多くの方々が訪れ写真撮影をしているとお聞きしており、SNS等にも設置されたポケモンマンホールの写真を掲載したり、位置情報ゲーム、ポケモンGOのポケストップとなっていることから、多くの方が設置場所に来られているようです。

そこで、議員お話の（仮称）まちなか交流プラザへの移設についてですが、歩行者等への安全対策や除雪等によりマンホールふたの劣化が進むことが懸念されることから、安全に保管できる場所への移設を検討しているところです。また、市の観光に取り入れる考え方については、ポケモンマンホールをモチーフとしたマンホールカードは著作権の関係上作成することは困難ですが、市のマンホールカードの発行やポケモンマンホールを設置している他の自治体から連携した取り組みの話もありますので、新たな観光資源として多くの方々に足を運んでもらえる仕組みとして検討を進めてまいります。

次に、キャンプ場の運営についてです。

議員お話のとおり、アウトドア人気とコロナウイルスの影響もあり、全国のキャンプ場で利用者が増加傾向にあります。市が管理するキャンプ場におきましては、コロナウイルスの影響により、例年より遅い6月19日に開園しましたが、8月末までの利用者で比較しますと、つくも水郷公園では昨年が800人で、ことしは約1,300人、岩尾内は昨年が約7,500人で、ことしは約1万7,000人となっています。また、日向森林公園グリーンスポーツキャンプ場につきまし

ては、オープンが遅くなったものの、おおむね例年どおり推移している状況です。岩尾内湖白樺キャンプ場につきましては、利用者が昨年より大幅に増え、ピーク時にはキャンプ場内が非常に混雑し、敷地を越えてテント設営をする方も見られました。

新型コロナウイルス感染拡大防止の対策といたしましては、共有部分である管理棟やトイレ、炊事場などを御利用する際には、マスクの着用、手洗い、消毒などをお願いしているところです。キャンプ場内のトイレ、シャワーなどの設備につきましては、特に大きなトラブルもなく御利用いただいているところです。

また、キャンプ人口と観光の結びつきをどのように考えているのかとの御質問がありました。市が管理するキャンプ場は自然を満喫できると好評をいただいております。毎年遠方から来られる方も多くいらっしゃいます。市内にはキャンプ場のほか、羊と雲の丘、天塩岳など自然を生かした観光スポットが多く存在することから、これらを一体としたPRに取り組むなど、交流人口の拡大に努めるとともに、市内での買い物や入浴施設の利用促進を図ってまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 1つ再質問させていただきます。

今、ポケモンマンホール、観光資源として、また岩尾内白樺キャンプ場、交流人口が大幅に増えたということで、やはり交流人口にも一役買っているということなのではございますけれども、今、士別市の観光振興基本計画の中の観光資源としての中には、なかなかポケモンマンホールとか今のキャンプ場のことは載っていないんですけれども、今後、こういう形の観光資源としての考え方についてなんですけれども、やはり今後も、（仮称）まちなか交流プラザもできますけれども、そういった形もきっとこの中に入ると思いますけれども、今言われたポケモンマンホール、岩尾内白樺キャンプ場の観光資源としての考え方について、ちょっと一言お願いしたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えいたします。

今お話にありましたとおり、マンホールのふたですとか、それからキャンプ場につきましては、これは一つの観光資源としてのアイテム、素材という形で当然活用しながら交流人口を増やしていきたいと考えております。

今、議員からのお話にありました観光振興計画の中にあります観光資源の表記の仕方、位置づけという形については、それぞれ例えば羊と雲の丘ですとか、ほたるの里の場所ですとか、それからスキー場ですとか、そういったものが観光資源として、また自然公園ですとか、そういうような表記の仕方をさせていただいております。それぞれのここに表記させていただいた施設には、それぞれまた細かい素材、ツールがあると考えておまして、そのツールに先ほど申し上げましたマンホールのふたですとか、それからキャンプ場ですとか、そういったものが含まれてきて一つの素材、資源という言い方で表記させていただいておりますけれども、この

表記の仕方については今後、検討委員会、検証委員会等々で話し合いをもちまして、表記を少し変えるか工夫をしたいと考えておりますけれども、いずれにしても、そういった一つ一つのツールを資源として考えて、これからの交流人口、それから観光客の誘客に努めてまいりたいと考えておりますので、よりよい方向に向かうように努めてまいります。

○副議長（井上久嗣君） 12番 国忠崇史議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） 一般質問いたします。

今回も3つの話題を取り上げますが、まず1つ目が、いわゆる核のごみ、放射性廃棄物の処分についてお伺いする次第です。

皆さん御存じのとおり、この放射性廃棄物について原子力発電所から出るものですが、これについて後志管内の寿都町、そして最近では神恵内村などが文献調査受け入れの話が出て、連日報道され大きな話題となっております。そこで、以前から本市の原発についての態度などをお聞きしたことはありますが、今回改めてこの核のごみの処分についての見解を伺いたいと思います。

まず、近年、経済産業省が科学的特性マップというものを公表しました。これは数年にわたって経済産業省がつくっていたものですが、要は日本国内の土地について、ここは放射性廃棄物の処分に適しているか適していないかと、いわゆる、通告の中で適地マップと書いてしまいましたが、この科学的特性マップにおいて本市はどういった扱いになっているか、どういう評価になっているかをまずお聞きする次第です。

2番目に、経済産業省やNUMO、N、U、M、Oと書きまして、正式名称が原子力発電環境整備機構、ここが数年にわたり各種説明会というのを行いました。それで、4年ほど前に一度この説明会に本市が出てるのかどうかお聞きしたことがありますが、その後、本市に要は放射性廃棄物の処分について説明会の案内があったと思うんですが、本市の参加状況について2番目の質問としてお聞きする次第です。

それで3番目ですが、この放射性廃棄物、核のごみは、原子力発電を続ける限りもちろん発生していくものであります。以前お話したとおり、士別市は泊原発からの直線距離をはかるとちょうど200キロメートル圏内に入る位置にあります。泊原発は北海道の西海岸に位置しておりまして、大体季節風は西から東へ吹くわけですから、もし東京電力福島第一原発型の事故が泊原発で起これば大きな影響を受けると、本市に大きな影響があるという認識は必ず必要だと思います。

そこで、先日、北海道新聞を拝見しますと、道新さんからのアンケートがあったわけです。これで、この放射性廃棄物の処分について、あるいはこの寿都町の受け入れ方針について、全道の首長にアンケートがありました。牧野市長とか士別市の方針としては、観光や農業に影響するという理由もありまして、寿都町の受け入れ方針には明確に反対を唱えたと読んだ次第です。このことは私は高く評価するんですが、ただ、先ほど申し上げたとおり、原子力発電を続ける限り廃棄物は発生し続けるわけです。ですから、原子力発電そのものについて明確に

反対の立場をとって、これからは脱原発と自然エネルギーの推進を訴えるべきではなからうかと思う次第なのですが、この点についての御見解を伺いたいと思います。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

初めに、高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分地について、平成29年7月に経済産業省が公表した科学的特性マップにおける本市の位置づけについてです。

マップでは、地層処分をするに当たり、火山や活断層等の影響や地下に鉱物資源がある、好ましくない特性があると推定される地域を不適地、火山等も確認されなく好ましい特性が確認できる可能性が総体的に高い地域を適地、その中でも特に輸送面でも好ましいと考えられる沿岸部の地域を最適地として区分されており、本市の地域は適地とされています。

次に、経済産業省や原子力発電環境整備機構、NUMOが主催する説明会への参加状況についてです。

国は27年5月に特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針を改定し、科学的有望地を提示するなど、国が前面に立って取り組むとの考え方を示しました。以降、この基本方針に基づき、全国各都市でのシンポジウムや原子力政策に関する自治体向け説明会が開催され、また、科学的特性マップ公表以降は、マップに関する対話型全国説明会が道内においては年1回のペースで、直近では本年1月10日に、いずれも札幌市で開催されました。これら説明会への参加については、これまでもお答えしてきたとおり、特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたいと宣言している北海道と同様に、本市としても最終処分の候補地となるような意思が全くないことから、説明を受ける必要性は極めて低いものと判断し、参加はしていないところです。

次に、原子力政策への見解についてです。

このたびの寿都町が検討している高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向けた文献調査への応募について、新聞社から取材を受け、農業や観光などに対する風評被害が懸念されるなどのことから反対の意向と、北海道全体で議論すべき課題であるとの認識を明らかにしたところです。

国は全ての国民に対して必要な量を低廉な価格で安全かつ安定的に提供できるエネルギーを確保し、継続的に維持していく責務があります。28年第4回定例会で国忠議員にお答えしたとおり、東日本大震災に伴う福島県第一原発事故や2年前の胆振東部地震によるブラックアウトなどの教訓も踏まえる中で、廃棄物も含めて安全性に不安のある原子力による発電に頼るのではなく、再生可能エネルギーなどへバランスを保ちながら転換していくことが将来にわたって安全で安心な生活を送ることにつながるものと考えているところであります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 大変頼もしく思いました。

それで1つお聞きしたいのが、今、市長が最後のほうでおっしゃった、バランスのよいエネルギー政策を考えたときに、私がこの市議会での議論をずっと追っていますと、やはり特に東日本大震災後、水力はどうなんだという議論が随分あって、具体的に期成会もできて、朝日に水力発電どうなんだろうという話もあったり、あとは小水力、土地改良区のほうで小水力発電なんかも検討していると。いろんな話が出たりちょっと消えたりとか、あとメガソーラーの設置の話も、かつてはかなり出回ってたわけなんですけれども、そういうやはり原発に頼らないでバランスよくやっていくというときに、本市での具体化ということも、やはり継続的に考えていかなければいけないのではないかと思う次第なんです。なので、ちょっとそこら辺、いろんな話が出たり消えたりはしたけれども、今後も追求していくんだということについて一言伺いたいんですが、よろしいですか。

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 再質問にお答えします。

今、国の第8期の総合開発計画、このキャッチフレーズは世界の北海道なんです。日本の北海道ではないんです。成長戦略は何かといいますと、まさに食と観光なんです。それで、今回の文献調査の関係で先ほど申し上げたんですが、やはり北海道の成長戦略で食と観光に影響するようなことについては、これはいかがなものかという私はそういう考えがあるんです。そういった風評被害も含めて、今回は明確にこれに反対すべきではないかということで報道機関に対しては申し上げているところであります。

国は2016年からこの計画を10カ年計画でやっているんでありますが、私はその食と観光、プラスアルファ北海道はやはり環境だと思います。これは自然可能エネルギーのまさに得意分野でありまして、日本における北海道は宝庫だと思うんです。太陽光、風力、バイオマス、地熱、そして水力と。ですから、そういった意味では私が市長に就任させていただいてから、以前から士別市でも計画がございまして、朝日町における2つのダムが水力発電があって、ここで電力を発生している水力発電なわけでありまして、大体2,900戸分の電力を賄ってるわけです。

あと一つ、北海道が計画を持っていました、朝日発電所をそこに作るという計画がありましたので、この胆振東部地震の後、早急に水力発電をやはり賄うべきだという要望書、提案を続けていますし、国に対しても実際に行って要望しています。ところがなかなか工事費の関係があってそれは具体的になっていないのでありますが、北口道議も相当力を入れていただいております。最終的にもう一つつくろうという方向に北海道も考えたんでありますが、経費と供給のバランスでなかなか難しいということで、今ある岩尾内発電所とポンテシオ発電所を将来的にあれをしっかりと維持していくために改修をしていくんだという方向までも今のところはなってきたわけなんです。

ですから、そういった意味で、私先ほど国忠議員の質問で、反対をしたのは評価するんだけど、原子力発電に明確に反対していない姿勢があるのではないかということ、私は別に賛成しているとはどこでも言ったことはございませんし、私は逆に自然可能なエネルギーをしっかりと

りをつくり上げるべきではないだろうかということをおし上げていますので、これからもこう
いう自然可能エネルギーを北海道としていろんな分野でやはり活用すべきだということをいろ
んな場所で提起をしながら進んでいきたいと考えているところです。

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） それでは2番目のテーマの話の質問に移ります。

2番目は、光インターネット網の整備について伺いたいと思います。

今定例会初日に市長からの行政報告でも触れられていましたが、ここではこのインターネット
網の整備についてより詳しくお聞きしたいと思います。

まず、今回の光インターネット網の整備について、申し込みが400世帯を目標として、今士
別市自治会連合会と士別市市役所連名でチラシも発行してアンケートをとっています。今月25
日まで提出ということで、まだ途中なんですけれども、よろしければ400世帯に達する見込み
等についてお聞かせ願えれば幸いです。

次に、高齢者世帯への普及策について伺います。

やはり士別市内高齢化してしまっていて、特に高齢者の独居世帯でやはりこのインターネットを
引くということについては否定的な反応を示す可能性も考えられます。そこでいろいろチラシ
は工夫して、将来的に利用を検討されている方や次世代の子供たちに光回線を整えておきたい
方とはいう書き方をされています。また、裏を見ると光回線のできることで確定申告など
オンライン申請、それからインターネットで音楽や動画、映画、オンライン授業やオンライン
会議と、あるいは農業等で幅広い活用ができるといういろいろ書いてあるんですが、私が拝見した
限りで、ここで抜けてるのはやはり防災に使えるというメリットについて触れていないのでは
ないかなと思った次第です。やはり防災というのは非常に地域密着性、あるいは緊急性の高い
情報、こういうものがやはりインターネットに流れる、そういう仕組みをつくってもらって
非常に高齢者の方々の関心も、この光回線に関心を持ってもらえるんじゃないかと思う次第
なんです。

それで以前から、この地域のFM局について取り上げてきたことがあります。なかなか名
寄を拠点としたFM、A i r てっしについて、士別市全域をカバーしていないからなかなかそ
の士別の皆さんに聞いてくださいというわけにいかないという話題もいろいろ出てたんですけ
れども、こういった地域FMも今はインターネットのサイマルラジオというもので非常にクリ
アに聴取できることとなります。そして、この名寄・士別地方の防災情報もその中で得られる
ことになるかなと考える次第なんです。そういったFMなどの視聴のメリットを強調すること
で、またもう一つの加入促進になるのではないかと愚考するんですけれども、この点いかにか
お聞きする次第です。

3番目として、本市のスポーツ施設のインターネット環境について伺います。

近年、スポーツの計測機器が非常にデジタル化しています。それでその機器はインターネッ
トに接続することで大きな効果を発揮する場合があります。陸上競技なんかもそうですけれども、

登山でも普通に今地図ではなくてGPSを使う時代になってきました。やはり屋外でのスポーツ競技場、あるいはスポーツ施設でも高速インターネットにどんどん対応していくべき時代に入ったのではないかと思います。

それで、具体的に申し上げますと、先月8月2日に選手120名、スタッフや応援者も合わせると約200名規模で天塩岳速登競争が開催されました。私自身もスタッフとして参加いたしたんですけれども、この200名参加して今回幸いにも負傷者が出ませんでした。ただ、主催者からはこういうふうに言われました。やはりけが人が出た場合に天塩岳ヒュッテ周辺に電話回線が全くないと、そして携帯電話もつながらないエリアなんです。それでもしけが人が出た場合に救急通報ができません。ポンテシオダムのところまで車でおりていって、そこから電話をするか、あるいは逆に頂上のほうまで登って稜線に出ればある程度電波があるということで、どちらかしないと電話につながらないと、救急車も呼べないということなので、なかなかこういったスポーツ施設としての天塩岳ヒュッテ周辺のインターネット環境の整備が必要ではないかと私は感じました。

先ほど村上議員の話からもアウトドアブームと話が出ていましたけれども、登山者も普通の年でも天塩岳は年間2,500人以上と言われています。そういうふうにスポーツ振興という観点からもインターネット環境の整備が必要ではないかと思います。

以上、スポーツ計測の側面と緊急対応との観点から見た高速インターネットの必要についての答弁をお願いしたいと思います。

この件そして最後ですが、テレワークです。

テレワークによって関係人口あるいは交流人口の誘致、移住者の誘致について、いろいろと先日の新型コロナ対策の説明会等で市長の認識もお伺いしましたが、私に言わせれば残念ながらまだ願望の段階にとどまっているのではないかと思います。やはりテレワークによって確かに地方で仕事やりたいという人も出てきますが、逆にこれまで地方に出張してやっていた仕事を中央で済ませられてしまうというのも一方の現実なんです。20年前にインターネット社会に入るに当たって何とされていたかという、これからはインターネットで地方と都会の格差はなくなると言ってた人が非常に多かったんですけれども、残念ながらやはり都会のほう回線も早い、そしてやはり何だかんだいってやはり対面で会ったりする、そういった会議もまだまだなくなる。だから、やはりインターネット社会になって地方と都市の格差は残念ながらむしろ広がった。そういう教訓を認識すべきであって、テレワークイコール地方の人口増ということではないと思うんです。

ですから、これはまず本市に現に拠点を置いている企業もあるわけですから、そういった企業から社内でのテレワークの実際の運用とはどんなものかと、そういったところをよくお聞きになってから、テレワークによって本当に移住者が本市含めた地方に来る、そういった方策を練るべきではないかと。だから、段階を踏んで、ちゃんとした認識を持ってテレワークによる移住者誘致について考えていっていただきたいと思うんですが、この件についても最後に答弁

を求めます。(降壇)

○副議長(井上久嗣君) 中館総務部長。

○総務部長(中館佳嗣君) (登壇) ただいまの御質問にお答えします。

初めに、光回線加入希望調査の進捗状況についてです。

N T T東日本が光回線網の安定的な事業運営に向け、対象エリアの加入希望400件を目指しており、現在整備対象となる地区住民等に9月25日までを期限とした加入希望調査を実施しています。今回の調査結果が実施設計にも用いられることから、将来を見据えた整備方針とするため、広報8月号にあわせて整備内容をまとめたチラシを配布したほか、地域政策懇談会などで説明を行っており、現段階での加入希望は283件となっています。

次に、高齢者世帯への普及策についてです。

高齢者世帯に対する光回線普及に向けた取り組みとしては、現在いきいき健康センターにおいて各地区の老人クラブが集会を行う際に説明会を実施しています。また、今後においては、インターネットや光回線を利用する具体的な方法やメリットなどの詳細についても周知していく必要があると考えます。

災害時などにおいては、いち早く緊急かつ正確な情報を取得することが重要であり、電波状況に影響されないインターネットラジオを含めたさまざまな情報の取得方法についても理解を進めることで、インターネットや光回線の有効性についても周知を図り、高齢者世帯への普及につなげていきたいと考えています。

次に、スポーツ施設における高速インターネット環境の整備についてです。

現在、スポーツ施設には利用者が使用することのできるインターネット環境が整備されていない状況にあります。屋外スポーツにおける大会競技計測については、競技種目により違いはありますが、インターネットを介したネットワークで行うことで計測データの速やかな処理が可能となり、さらには競技運営に限らず日常の練習においてもスマートフォンやタブレットの各種アプリが活用しやすくなり、トレーニング環境の向上につながることが考えられます。現在の陸上競技では、情報処理システムと写真判定装置を有線で接続し、システムで記録を処理していますが、気象計測や跳躍記録、アナウンスなどの各部門をインターネットに接続することで機能を拡張することができます。また、ジャンプ、クロスカントリー、アルペンのスキー競技では計測機器のデータをパソコンに手入力して処理しており、複数の計測機器を利用していないことから既存の処理で十分に対応がとれている状況です。計測機器のネットワークを構築するには、競技エリア全域をカバーするインターネット環境の整備とともに、情報処理システムやパソコン端末等の導入が必要となり、費用の負担が大きくなります。

これからの技術の進歩により、さまざまなスポーツにおいて、高速インターネット回線を活用した競技運営が必要な時代に向けて、スポーツ施設における利用の頻度、合宿者の活用状況やアプリに関する情報を収集するなど今後も調査・研究を進めてまいります。

次に、天塩岳速登競争の会場となった天塩岳ヒュッテ周辺のインターネット回線整備について

て御提案がありました。

議員お話のとおり、8月2日に天塩岳を会場に天塩岳速登競争が開催され、道内外から110人の参加があり、晴天の中、盛會に終わったと大会事務局から伺っています。

電話回線及び光回線につきましては、ヒュッテ周辺では使用できないことから事前に事務局に市側から現地の状況をお伝えしており、開催前の準備の際に現地の状況を確認の上、大会に臨んでいただいています。当日は事務局が無線機を準備し、ヒュッテ、登山道、山頂等の状況を連絡し合うほか、山頂においては携帯電話が使用できることから、これらをあわせて使用することで緊急時にも対応できるように努められました。

今回の大会以外でも市と朝日山岳会主催の天塩岳山開きを毎年開催していますが、山開き登山を実施する際には同様に無線機や衛星携帯電話を準備し、連絡手段を確保しているところで

す。御提案のありました天塩岳周辺に民家はなく、避難所などの指定を受けている施設はありません。さらには国有林内の整備に関するお話であり、工作物などの設置に制限もあるほか、電話回線や光回線の整備には多額の経費がかかることが見込まれることから、現段階では具体的な検討に至っておりません。

光回線の整備については、市民が居住している地区に未整備の地区があることから、まずは日常生活をする上で高速インターネット環境が整備されるよう優先して整備を進めてまいります。

次に、テレワークの誘致策についてです。

テレワークは働く場所を自由に選択できる柔軟な働き方につながるものです。インターネット環境が整えば勤務先以外でも業務が可能になり、コロナ禍で外出自粛が進む中、導入する企業も増えていますが、議員お話のとおりテレワークやWeb会議の推進により、出張機会や出張人数の減少なども見込まれます。国はコロナ禍において地方移住への関心の高まりから、都市部への一極集中の是正を目指し、リモートワークやサテライトオフィスのあり方の検討を進めています。

トヨタ自動車土別試験場においても、感染症対策にあわせて働き方改革や業務効率化の視点を取り入れた在宅勤務を実施されているとのことであり、まずは本市にゆかりのある企業や関係団体などとテレワークやサテライトオフィスの運用に関しての情報交換、情報共有を行うとともに、第2期総合戦略に位置づけているさまざまな地域資源の民間活用を推進し、今後のテレワーク環境等のあり方についての調査・研究を進めます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 1点再質問いたします。

スポーツ施設での高速インターネット整備についてお伺いします。

今総務部長から非常に費用負担が大きいという答弁いただきました。ちょっとこれについて

費用をどんなふうに捻出したらいいのかというのを考えましたけれども、結論を言うとコロナ対策でもあるのではないかと私は考えたんです。というのは、今ホクレン・ディスタンスチャレンジもそうだったかなと思いますけれども、特に高校野球とかは甲子園の大会がなくなりましたけれども地方大会は行われて、ただ観客として一般の人が行けないんです。やはり選手、学校関係者、保護者とかと限定してやっています。そういったときにやはり中継が必要になると。もちろんテレビ中継が入る例はまれですから、インターネットで高校の野球を配信して、球場に行けない人はその中継を見ると。ホクレン・ディスタンスもそうだったのか、ちょっと私は記憶が定かではないですけども、そういうふうに屋外の競技場で行うものもみんながみんなやはり観戦に行けないから中継が必要なる。それはやはり個人で流している人もいることはあるんですけども、やはり公式にスポーツ施設に附属したインターネット環境で流すのが一番いいわけで、だからやはりコロナでそういうところに密集したらいけないから放送するんだという大義名分あるわけです。ですから、ある意味コロナ対策として屋外競技場のインターネット環境というのを整備できる可能性もあるではないか、ほとんどこじつけかもしれないですけども、そう考えるんです。そういう考えはどうですか。間違っていますか。ちょっとコメントいただけますか。

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今のコロナ対策を活用してということでありますけれども、一つはそういったことが可能かどうかというのは、これは国の判断ということにもなりますけれども、まず我々は今コロナ対策は、国の制度があるもの、あるいは臨時交付金を活用してということの基本としておりまして、この後いろいろな対策、インフルエンザの対策とかそのほかにもやらなければならない対策が残っておりますので、そういった中でまずは予算がそのほうに向けられるかということもありますけれども、将来的には今いろいろ御提案ありましたとおり、これからのデジタル化の中でいろんな情報をどうやって配信していかないとならないかということがありますので、これはできないんだということを前提とすることではなくて、どうやったらできるかといったようなことは常に頭に置いておかなければならないと考えております。

ただ、今回の中においてははすぐそのほうに向かうといったようなことは、ここでは御答弁できないということを御理解いただきたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） 最後のテーマに入ります。最後は子ども・子育てに関係した新型コロナウイルス対策についてお伺いいたします。

今回新型コロナウイルスの感染という未曾有の現実によって、政府からのあるいは北海道からの緊急事態宣言が出たり消えたり、また保育施設に関しては政府の方針も最初2月末に原則開園ということだったんですが、ゴールデンウィークを迎えるに当たって登園自粛要請を出すようにと二転三転したわけです。

それで今後、秋から冬に訪れると思われる感染の第3波、第4波に備えて、保育施設の開

園・休園あるいは自粛要請などの判断基準について、この際一定の整理をしておいてはいかがかと思いますが、この件についての答弁をお願いします。

2つ目、未就学児のマスク着用についてお伺いします。

日本小児科学会やWHO、世界保健機関、あるいはユニセフなどがこの件について勧告を出しています。どこもおおむね2歳未満は不要、あるいは窒息の危険があるのでマスクはしてはだめとしております。ところが3歳から5歳については論議のあるところですが、WHOはこのたび3歳から5歳についてもマスクは原則不要としました。なぜかといえば、この年代の子供はマスクの自己管理ができず、苦しくなってその辺の床だとか、いろんな場所に放置したりすることも多いわけです。そうするとかえって感染が広がったり、逆効果になることがあるからです。

また、いろいろ交通機関にお伺いしますと、土別軌道などは乗客にマスク着用を求めています。未就学児には特に求めないとしているところだそうです。

翻って本市の教育現場を見ますとどういう方針か、この際お伺いします。よくマスクをして散歩をしているお子さんも見かけますが、基本的な方針としてはどうなっているかをお伺いする次第です。

一方で、教育委員会が所管する市内のスポーツ施設では、かなり厳格に着用を義務づけています。特に南郷市民プールなどでは3歳から5歳についても必ずマスクをしてくださいという方針です。

このことは保育現場と教育委員会という2つの行政としての一貫性がちょっと疑問視されるところではないかと思うんですが、この件についての見解を伺う次第です。

3点目で障害児の問題を取り上げます。

今般、全国的な学校の長期休校で一番しわ寄せを受けたのが障害児とその家族だと全国的には言われています。もともと人手不足のところに障害児を預けている、そういった関係があってもどうしても障害児とその家族には遠慮というものが生じます。どちらかというところでも預かっているみたいなやはり認識を持ちやすいということです。そこで登園自粛要請などを受けて、どうしても預けにくくなったと全国的には言われていますが、本市ではどうだったのでしょうか。特に本市の放課後児童クラブ、いわゆる学童保育です。それから最近まで日中一時支援と呼ばれていた障害児のケアの事業です。それから市立保育園における障害児への、新型コロナウイルス問題が発生してからのこの間の対応実績をまとめていただきたいと思います。具体的には、保育した人数、あるいは保育施設の稼働日数、そして利用者数などがいわゆるコロナ前と顕著な変動があるかないかについてお伺いする次第です。

最後に、保育士や保育従事者への慰労金について、本市としての態度をお伺いしておきたいと思います。

この件については、いわゆる国の第2次補正予算で厚生労働省から介護分野それから医療分野について限定されて慰労金が出ることになりました。詳しく言いますと、感染者が出たり濃

厚接触者に対応した介護施設、医療施設等に勤務して利用者と接触する職員には20万円、その他の施設等の職員に5万円が支給されて、既に士別市内の介護施設などでも支給されたと聞いております。

この慰労金について保育分野を外した理由についてですが、厚労省はこう言っています。保育というのは他の分野に比べ、子供にかかわる施設などでクラスター感染などが今のところ広がっていないというのが1つ。それから2番目、利用者数にかかわらず、保育所運営費が通常どおり支給されている。このことを理由として挙げています。しかし、現場の努力、あるいは当該保育施設の職員のやる気、そういったものを見ると、介護施設と保育施設でそう差はないと思うんですが、ただ厚労省の方針が覆ることはありませんでした。

そこで各自治体が独自に地方創生臨時交付金を活用して保育分野への慰労金を支給しているところがあります。全部は挙げませんが、道内でも札幌市、函館市、苫小牧市、石狩市、北斗市、あるいはいろんな町村です。そして隣の幌加内町、あるいは旭川市もこれから支給の方針と聞いております。また、9月議会で行政のほうから慰労金が提案されている自治体も多数あります。そこで、この際本市として、この保育分野への慰労金についてどのように考えているのか、見解を伺いして、この質問といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、保育施設の休園・開園、登園自粛要請等の判断基準についてです。

新型コロナウイルス感染症が発生した場合の保育所等の臨時休園等の対応につきましては、令和2年2月25日付、厚生労働省発出の事務連絡、保育所等において子供等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について第二報に基づき行うこととされています。

具体的には、1つ目として、感染した子供が発熱やせきなどの症状が出ている状態で登園した場合においては、市が臨時休園の規模及び期間について北海道と十分相談を行った上で、当該保育所等の一部または全部の臨時休園を速やかに判断することになります。

2つ目として、感染しているが発熱やせきなどの症状が出ていない無症状の状態で登園していた場合には、一律に臨時休園が必要とまでは言えない可能性もあり、市はその必要性について個別の事案ごとに道と十分相談の上、慎重に判断することとなっています。

3つ目として、子供が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子供の保護者に対して登園を避けるよう市が要請することになります。

4つ目として、地域で感染が著しく拡大している場合で、保育の提供を縮小して実施することも困難なときは臨時休園の検討をすることになりますが、この場合においても医療関係者や社会機能を維持するため就業を継続せざるを得ない保護者やひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方などの保育を検討することになります。

このように感染症の発生がいつどのような規模や状況で起きるかについては予測ができないことから、市として開園、休園についての一定の基準を設定することは難しいと考えており、

今後も国の方針等に基づき判断していくこととなりますが、市立保育園以外の保育施設等においても開園・休園の判断に困ることのないよう、情報の発信や確認を強化し、さらなる情報の共有に努めてまいります。

また、登園自粛要請につきましては、今後の各地の発生状況等を踏まえ、地域における感染拡大防止を目的に保育施設等の利用の自粛を呼びかける必要があると判断した場合については保育施設等の利用保護者に対して市として利用の自粛要請を行っていく考えです。

次に、マスク着用の年齢についてです。

保育園でのマスク着用の対応については、今年度第2回定例会一般質問において苔口議員にお答えしたとおり、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症の予防法に基づき、基本的にはゼロ歳児から2歳児クラスはマスクは着用せず、3歳児クラスからのマスク着用に努めています。マスク着用に当たっては、子供一人一人の発達の状況などで自己管理が不足することや熱中症リスクの課題もあるため、保育士が安全かつ効果的な着用を支援しています。また、マスクを外す場面としては、室内においてパーテーションを利用できる、対面とならないような座り方ができる、ソーシャルディスタンスをとることのできる場面や屋外の活動などで、体調に注意しながら柔軟に対応しています。

一方、本市のスポーツ施設においては、社会体育施設におけるガイドラインを作成し、感染症対策に努めているところであり、その一つとして、スポーツを行うとき以外はマスクの着用を求めています。この間、感染拡大状況等による地域ごとの行動基準を初め、さまざまな判断の基準の目安が時間経過や研究、検証とともに刻々と変わっており、文部科学省が示している学校の新しい生活様式についても4度目の改訂がなされ、マスクの着用や消毒の考え方についても取り扱いが変わってきている状況です。

子供のマスクについては、議員お話のとおりWHOとユニセフの指針では5歳以下では適切なマスク着用が難しいとして、感染源管理のためのマスク着用はすべきではなく、ソーシャルディスタンスや手指消毒、せきエチケットを守るなど他の感染防止策にしっかり取り組むことを重要としつつ、重症化リスクの高い高齢者など異なる年齢層がいる場所などでは注意しなければならないとしています。

また、日本小児科医会の啓発の中には、2歳以上の子供が人と接するような外出をする場合には、マスク着用を勧めるとの内容も記載されており、市におきましては現在公共施設等利用する際や外出先で人と接するような場面には適切にマスクを着用していただくよう御協力を求めています。

未就学児童、児童・生徒におけるマスク着用の対応については、今後、感染症の状況や厚生労働省、文部科学省等から示される内容を踏まえ、必要に応じ士別市新型コロナ感染症対策本部会議において協議し、決定してまいります。

次に、障害児など特別な配慮と支援が必要な子供への対策についてです。

最初に、学校の長期休業期間中の休園等の状況についてです。

学童保育を実施しているあけぼの、ほくと、朝日の3つの放課後児童クラブ及び障害児の学童保育である放課後等デイサービスセンター青空は、北海道知事の要請に基づき、市内小・中学校の一斉臨時休業となった2月27日から3月4日までの7日間は、学校と同様の動きをとり休止しました。3月5日からは開所いたしました。小・中学校等の一斉臨時休業が終了する5月末までの期間は感染拡大防止のため、保護者に対して利用自粛の御協力を呼びかける中で実施となりました。

市立保育園については、全ての期間通常どおり開園いたしました。小・中学校等の一斉臨時休業期間については利用の自粛をお願いしたところです。

障害児への対応については、放課後児童クラブ、市立保育園ともに通常どおりの体制で実施し、学校の長期休業期間中も支援内容に変動はありません。

障害や発達に心配のある児童等が通う放課後等デイサービスセンター青空のコロナ前と後の利用状況については、コロナ前の平日の利用者数の平均は7.7人、コロナ禍における3月は感染リスクを下げる観点から利用の自粛を呼びかけ、利用の平均は4人で通常時の約5割となりました。その際には子供たちが家庭で過ごす時間が長くなることから、子供や家族にできるだけストレスがたまらないよう保護者と子供の状況などを共有し、対応について相談しながら必要に応じて利用調整を行ってまいりました。4月は学校が再開したこともあり、平均6.5人と利用が増加しましたが、再度臨時休業となった5月は平均で5.8人となり、4月から5月にかけての利用状況はコロナ前の7割から8割の利用となったところです。

次に、保育士等への慰労金についてです。

保育士及び保育従事者の皆様には、緊急事態宣言時の各業種への休業要請時においても社会活動を支える柱として、子供たちの安全・安心を守り続けてこられたことに感謝申し上げます。

保育士等への慰労金については本年6月1日付で全国社会福祉協議会政策企画部、全国保育協議会、全国保育士会等が連名で加藤厚生労働大臣に対し、新型コロナウイルス禍において国の感染拡大防止対策や社会活動への貢献を行っていることへの評価を行うよう、対応している保育所、児童福祉施設の全職員への慰労金支給を求める要望書が提出されました。その結果、議員お話のとおり、厚生労働省からは第2次補正予算において保育士が慰労金支給の対象とならなかったことに関して、利用者が感染すると重症化リスクが高いとは必ずしも言えないということや保育は医療や介護、障害の制度、公定価格における利用実績に基づく、いわゆる実績払いとは仕組みが根本的に違い、利用者数にかかわらず運営費が通常どおり支給されていることの2点を踏まえ、慰労金の対象としなかったとの見解が示されました。

また、8月19日には北海道が厚生労働省に対し、保育士への慰労金を全国一律で支給するよう要望したとの報告を受けておりますが、現段階において国からの回答はなく、道の動きも決定に至っていないとのことです。

そこで本市としての慰労金についての考えですが、これまで申し上げたとおり、現在北海道や各団体などから国に対し要望を上げている状況でありますので、それらの動向を注視しながら

ら慎重に判断していく必要があるものと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） ただいまの慰労金についての議論について再質問いたします。

本当に保育現場は2年前の北海道ブラックアウトのときも所長、園長の判断では保育園を開けたという現実もありましたし、今回も市立保育園も一切休んでないという現実があります。本当にいわゆる感情論で保育士、保育現場は頑張っているんだからお金くださいと言い始めたらもう私も切りがなくなってしまうんですけども、でもそうではなくて、やはり国が残念ながら対象から外したことで、自治体間で慰労金を出すところと出さないところという格差が出てしまったこれが大問題だと思うんです。以前からこのまちは保育士に家賃補助するけれどもこのまちはしないといろいろあって、本市も、ことし4月からよそのまちから士別市に転入してきた保育士について、就労1年で幾ら、2年目で幾らと助成金制度をつくりましたけれども、やはり保育士の奪い合いになってる現実の中で、慰労金を出すところ出さないところというのは、やはり現実の保育士は見るわけです。もちろんここは5万円出るから行くとかそういうことではないと思いますけれども、でもやはり市町村間格差ということは、これは大問題なので、ぜひこの弊害については市としても声を大にして道や国に言っていただきたいのですけれども、その点もう一度コメントいただけるでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 慰労金につきましては、今、議員のお話にありましたように、各自治体で5万円のところもあれば、1回1,000円だということもあるということで認識をしています。ですので、一律にその額が定まっているということでは当然ございません。道のほうにも今現在そういった慰労金の考え方、要望について、道のほうからも調査が来ておりまして、市としてもこれはやはり国・道が一律にそういったものを定義づけて支給してほしいということで回答もさせていただいておりますので、答弁にありましたように、まずは今北海道から国のほうに要望を出しているという状況でございますので、こちらの動向をしっかりと見ながら判断していく必要があると考えております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時29分休憩）

（午後1時30分再開）

○副議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

9番 谷 守議員。

○9番(谷 守君) (登壇) 令和2年第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染の影響拡大以前から人口減少などの影響より、地方ほど鉄道やバスなど地域の公共交通の経営が厳しくなっている状況です。地域住民の暮らしを支えている地域交通をどのように維持していかなければならないか、このことを今回は主テーマとして質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

この課題に対応するため、さきの通常国会では地域公共交通活性化再生法や道路運送法など関連法が改正されました。自治体主導で地域の運送資源を総動員し、交通サービスの改善を目指すことが柱とされており、本年の11月末から12月に施行されることになっています。国土交通省の資料によると、大都市部を除く地方圏における公共交通の輸送人員は減少傾向にあり、中小民鉄や第三セクターによって運営されている地域鉄道全体の7割超は採算が取れておらず、地方の路線バスにいたっては9割近くが赤字で、国や自治体の補助によって成り立っている状況であります。バスやタクシーのドライバーの高齢化も課題で、55歳以上の割合が6割を超え、全産業平均の3割と比べて著しく高い状況。長時間労働や低賃金が若者から敬遠される理由で、有効求人倍率が全職業平均の約2倍に及ぶという深刻な人手不足に陥っています。

地方では鉄道やバスなどを含む交通手段の中で自動車を利用する割合は平日約6割、休日で7割を超えるとのこと。一方で高齢ドライバーの事故が社会問題化した影響などで運転免許を自主返納する高齢者が増加しています。このため、地域の公共交通に求められる役割は今後も大きいものと見られております。こうした現状を踏まえ、今般の活性化再生法など関連法の改正では、自治体による地域公共交通計画の策定を努力義務化し、自治体の関与を強化するとともに、国が予算やノウハウ面を支援することとしております。

そこで、本市では既に2019年3月に同様な趣旨と見受けられる士別市地域公共交通網形成計画が策定済みであります。改正法が求める計画と本市の策定済みの計画との関係、整合性はどうか、まずお答えいただきたいと思っております。

あわせて、今回国が求める地域公共交通計画では、利用者数や収支など定量的な目標を設定し、毎年評価を実施するようになっております。本市の計画では、評価スケジュールなどで計画期間最終年度、2025年度に行うとしているものもありますが、この点についてもどのような対応となるのか、お答えいただきたいと思っております。

いずれにせよ、これまでは計画策定が任意だったこの計画、全国でも520件程度の策定にとどまっていた状況の中、本市では既に取り組んでいることに関して評価できるものと感じているところであります。

さて、次に士別市地域公共交通活性化協議会に関することについてお聞きしたいと思います。

この協議会は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、本市の地域公共交通に関する計画の策定及び実施に関し必要な協議を行う会議体ということで、施策の進捗状況や効

果、妥当性の確認を行いつつ、P D C Aサイクルのもと実行すると記されております。そこで、会議が年に数回行われているようではありますが、直近で行われた会議の内容等について、どのような会議なのか、目標数値等の進捗状況も議論されているのかも含め、お知らせいただきたいと思ひます。

次からは、士別市地域公共交通網形成計画の実際の中身について何点かお聞きいたします。

まず、この計画の施策推進及び指標評価スケジュールについてです。目標を達成するための施策推進スケジュールに、生活交通の利便性向上と円滑に乗り継げる公共交通ネットワークの形成目標として、都市間を結ぶ公共交通ネットワークの形成と士別市立地適正化計画と連携した公共交通ネットワークの形成という施策が本年2020年から着手することとなっておりますが、それらの内容について説明いただきたいと思ひます。

次からは、交通施策の事業内容とその事業に対する本市の費用負担の状況等についてお伺ひいたします。

まず、本市における交通施策に関する総支出額合計額の推移をつかみたいと思ひます。本計画では、これに関する事業が11事業が示されており、合計額で2017年度は、平成29年度でありますけれども、9,725万5,000円となっております。そこで、18年度の実績、そして19年度は決算審査を控え見込み数字ということになると思ひますが、それぞれの数値について合計額を参考までお知らせいただきたいと思ひます。

次に、このそれぞれの個別事業、何点かその内容についてお伺ひいたします。

まず、さほっちタクシーです。この事業は2012年度から開始されているようですが、事業金額を見てみると毎年数万円程度で推移されています。開始から8年を経過し、なかなか事業効果等厳しい面があると感じますが、直近の支出額と取り組み策を教えていただきたいと思ひます。

次に、要援護者等通院交通費助成事業についてお聞きします。この事業は2018年度から新しく実施する事業として計画されていることからお聞きするところです。事業実施の経緯と事業の内容、支出額も含め紹介いただきたいと思ひます。

最後に、敬老バス乗車証交付事業です。

これは昨年度から利用者負担の導入がなされ、何度かこの議場でも取り上げられている案件であります。そこで、有料化1年を経過して、各実績数字と事業効果等について確認したいと思ひます。

まず、本事業の乗車証の登録者数の実績はどうなのか、対象年齢を70歳以上に拡大して目標どおりの登録者数になったのか、高齢者の運転免許証の返納の助長も期待しての取り組みであったと認識しておりますが、本市の返納者の実数把握が可能であればそれも紹介していただき、あわせてコメントをいただきたいと思ひます。

次に、乗車数等の実績についてお聞きします。有料化以前の平成30年度の実績と比較して延べ乗車数、委託料、利用者からの運賃収入を含めた事業者収入はどうなのか、実績状況をお知

らせいただきたいと思います。昨年の第2回定例会で西川議員が2カ月時点での将来の予測も含め、同様の趣旨の質問をされておりますが、今回は実際に1年を経過して実績も確定していると思いますので、改めて答弁を求める次第です。

それから、この事業の対応支援策として4月から市内循環の1日券の発行事業が盛り込まれましたが、その実績や評価などもお願いいたします。

これらの件につき、事前に交通事業者から聞き取りをした中では、乗り合い乗車の大半を占める高齢者が対象であるこの敬老バス事業、人口減少下で通常見込まれる売り上げ減を加味しても有料化が始まってから利用者数の減少、重ねて売り上げ減少の影響が顕著だと伺っております。地域公共交通網形成計画の中の一事業として、高齢者の外出支援も狙った施策として、利用者負担を求めながら総体的に計画全体を充実することを狙ったものと認識しておりますが、事業効果という面では後退しているのではないのでしょうか。事業の運賃負担率の公平性など、再度事業を見直さなければならぬと感じますが、見解を求める次第です。

8月27日付の新聞報道によると、北海道バス協会がまとめた運送収入調査の中では、7月は乗り合いバスが前年同月比38.1%の減、貸し切りバスが同83.6%の減と新型コロナウイルス感染拡大の影響で利用が少ない状況が依然として続いている状況とのことであります。同協会では先が見通せない中、このままでは倒産する事業者も出てくると懸念をしているとのことであります。このような状況の中、地域公共交通の役割を担っている交通事業者には一層の企業努力を求めつつ、かつ必要な支援はタイムリーに行いながら地域の輸送資源を守り、これ以上の減便や路線廃止とならないよう持続可能なものとするのが本来の地域公共交通網形成計画の目的であると思います。

以上までの事柄について答弁を求め、私の質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私から士別市地域公共交通網形成計画において、今年度着手する施策について答弁申し上げ、地域公共交通計画と地域公共交通網形成計画の関係、整合性などについては副市長から答弁申し上げます。

都市間を結ぶ公共交通ネットワークは、都市間バス及び鉄道を交通ネットワークとして位置づけ、利用促進に向けた取り組みを展開するものです。JR北海道の利用促進に向けては、宗谷本線アクションプランに基づき、沿線市町村とJRが連携して各種事業を実施しているところです。今年度は残念ながらコロナ禍の影響で観光列車等の運行も中止となり、JRの利用者が大幅に減少していると伺っています。立地適正化計画と連携した公共交通ネットワークは、居住地と都市機能を回遊する利便性の高い路線網を構築するものです。これまで、市内循環線の見直しに加え、敬老バス対象者に1日乗車券が発行されるなど利便性の向上が図られました。今後も、地域的情勢変化や乗降状況に合わせた運行内容の見直しを進めます。感染症の影響から外出自粛が高まり、北海道バス協会の調査と同様に本市の事業者からも路線バス利用者の減

少、特に観光などの貸し切りバスの利用は激減しているとお聞きしています。

このような状況のもと、公共交通は市民生活に欠かせないものであり、事業者には事業の継続や雇用の維持のため、他の業種よりも手厚い事業継続応援金や雇用継続応援金を支給しました。終息が見えないコロナ禍においても、市民の移動手段となる公共交通の維持・確保は欠かせないものであります。感染症の影響、さらには今後の人口動向などを踏まえ、限られた財源の中で将来を見据えた公共交通の維持・確保に向けた取り組みや持続性のある公共交通網の構築に向け、事業者と十分な協議のもと検討を進めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、地域公共交通計画と地域公共交通網形成計画の関係、整合性についてです。

地域公共交通計画では、地域公共交通網形成計画の目的である公共交通ネットワークの形成の促進に加え、デマンドバスやスクールバス等の輸送資源に関することが位置づけられたものであります。これらの計画の関係、整合性としては、既に地域公共交通網形成計画を策定している場合、地域公共交通計画を策定しているとみなされるものであり、このため、利用者数などに関する毎年の分析評価については、本市の地域公共交通網形成計画により市内路線バスの日利用者数を毎年把握して、3月に実施するということになるものであります。

次に、士別市地域公共交通活性化協議会の会議内容についてであります。

今年度は6月に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、これを書面会議として、昨年度の事業や決算、そして本年度の事業であるさほっちタクシー事業、バスの日・タクシーの日事業、公共交通ガイドマップの作成などの事業、及びその関連する予算などについて全て承認されたところであります。また、地域公共交通網形成計画で掲げた数値目標等は、年度末に開催を予定しているこの協議会の中で御協議をいただくということになっております。

次に、交通施策の事業内容と費用負担の状況についてです。

初めに、交通施策の総支出額は平成30年度の実績で11事業の1億269万3,000円、令和元年度は10事業で8,890万6,000円となる見込みであります。

次に、個別の事業内容についてです。

まず、さほっちタクシーにつきましては、士別駅から士別イン翠月、羊と雲の丘までを定期運行する予約制乗り合いタクシーでありまして、料金も通常のタクシー料金よりも低く設定をされております。直近2年間の支出額は、30年度は42人利用で2万2,000円、元年度は17人で1万4,000円となります。今年度からはJRの発着時間に合わせた運行形態への見直しを図り、利用の拡大に努めているところであります。

次に、要援護者等通院交通費助成事業についてです。通院時に看護師の同行が必要な方を対象とした移送サービスを廃止し、新たに訪問介護員、ホームヘルパーの同行が必要な方にも対

象を拡大して、通院等に要する交通費を助成する事業として30年4月から実施したものです。本事業は、要介護認定者や障害のある方のうち、通院時にヘルパーによる身体介護を必要とする方がハイヤーの初乗り料金のみ負担で年間48回まで利用することができる制度となっております。利用実績は介護と障害の合計数で、30年度の実績が認定者49人、延べ利用回数461回、支出額90万9,000円で、元年度では認定者50人、延べ利用回数531回、支出額107万4,000円となっております。

次に、敬老バス乗車証交付事業についてです。

まず、登録者数についてであります。事業見直し前の30年度末では2,946人で、対象年齢を74歳から70歳に変更以降、本年8月末現在では3,393人となり447人増加をしております。事業見直しの際に見込んでいた登録者数は3,500人で、実績との比較では96.9%となり、おおむね見込みどおりとなっているところであります。また、士別市内の65歳以上の高齢者の免許返納者数は29年度49人、30年度は39人でしたが、元年度67人と増加傾向にあります。免許返納者の個人を特定できないため、敬老バスを使用している正確な人数はわかりませんが、免許返納後の移動手段の一助となっているものと考えております。

乗車実績は、士別軌道及び道北バス合計で30年度10万7,987人、元年度8万1,091人となっており、全体では前年度比約75%の実績となります。これを事業者ごとに比較しますと、士別軌道が前年比約75%、道北バスが87%となっております。また四半期ごとに実績を比較しますと、第1四半期が前年比79%、第2四半期82%、第3四半期77%、第4四半期65%となっており、第4四半期は感染症による外出自粛が影響しているものと考えています。

次に、事業所の収入についてです。30年度の事業者への支出額は2,546万5,000円で、元年度は市の支出額1,022万円と有料化に伴う利用者負担分732万2,000円の合計で1,754万2,000円となります。前年との比較では約68%、差額は792万3,000円となります。また利用率が前年比約75%で運賃収入が前年比約68%となっており、バス利用1回当たりの乗車単価が減少と見てとれることから判断しますと、乗車料金が高額となる郊外地域の利用が減少しているものと考えております。

1日乗車券の利用状況については、本年4月から8月までの総利用枚数は1,622枚で、士別軌道が当初想定しておりました1枚当たり1人がどのぐらい乗るかという乗車回数が2.3回程度であるため、これを掛けますと乗車総数としては約3,700回となります。市内循環線の1日乗車券を含めた敬老バスの乗車回数は約1万8,000回であるため、1日乗車券の割合はその約21%となりますことから、一定程度高齢者の方に受け入れられているものと考えております。

次に、敬老バス事業の効果についてです。人口減少により全体の利用数が減少する中、年々敬老バスの利用回数も減少傾向となっております。昨年度の有料化と対象年齢の引き下げ実施以降もバス乗車数は減少しており、本年度には士別軌道から提案のあった1日乗車券の助成も開始し一定程度の利用はありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前年実績を大きく下回っている状況となっております。しかしながら、登録者数は先ほど申しあげました

とおり増加をしておりますことから、高齢者の移動に対する安心感の一つとしては一定の効果があるものと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 谷議員。

○9番（谷 守君） 再質問させていただきます。

質問の通告の中にありました中身の敬老バス事業について主に確認したいと思います。

その中では、この事業を私は再度事業を見直さなければならぬと感じているところで、ある程度の見解を求めるといふ発言だったんですけれども、今の答弁を聞いた中では、要約するとちょっとこんなことだろうなと思います。市長の答弁の中では、事業者と十分協議の中、今後検討していくんだと。そしてこの敬老バス事業の効果という面では、乗車数は減っているけれども、ある程度一定の効果はあるものとして市民の安心感の一つとして捉えているんだという評価であったと思います。

そこで、これはその前の答弁の中でこの公共交通網形成計画の支出額の総額もお聞きしたんですけれども、それによると平成30年度で約1億200万円と、そして令和元年度で8,890万円ということで、その差額約1,378万円程度になると思います。これはそのまま全て敬老バスによる利用者からの負担とまではいかないですけれども、一定程度当初から狙った利用者負担を求めながら有料化を進めて、一時期この支出額、この議場でも1億円の枠にするとかという議論もありましたけれども、元年度については1,300万円から1,400万円ほど圧縮できた。

そこで、その敬老バス事業でありますけれども、これは大体毎年、今から10年ほど前は、表から見ると年間3,000万円程度の事業費だったと思います。ここ直近では2,500万円から2,600万円に推移しております。令和元年度からの実績では有料化を取り上げましたので、先ほど聞いた実績になると令和元年度の支出額は1,020万円程度ということになるかと思えます。そこで、ここで通常払うべく2,500万円の差額1,500万円というのが全て利用者からの運賃負担で賄えればこれはいいかなと思うんですけれども、ところがそうはならず、ほぼその半分は交通事業者の収益減と、売り上げ減という形になっていると思います。そういった中でどうするんだというのが今回のテーマで私は取り上げたんですけれども、その中でこのコロナ禍の影響の中で、ただですら売り上げが減って、当然本市でも事業継続応援事業、また雇用継続応援金事業ということで、それぞれイの一番に交通事業者に支援しているところでもありますけれども、それにかかわらず、なおかつ後づけのタイミングで入ったんですけれども、その有料化によって当初から見込めるものも見込めなくなったという、そういう事業者からの叫びということで、これは受けとめなければならぬなということで今回取り上げております。

私個人としては、例えば市内走る場所で数人しか乗っていないところを見ると、これは大変だということで、当然将来に向かって有料化というのは必要であるし、その点については事業者を地域で守らなければならないという点については、利用者の方も全てわかるのではないかなと思います。それをその利用者の納得なり、利用者がそういう判断ができるという条件を整

えた中での十分な有料化ということであれば納得いくんですけれども、なかなか突然入ったということで、結果としてはなかなかうまく乗っていないという状況になります。地元事業者に限らず、こういった交通事業者、質問もしたように1年、2年もたないという状況があります。その中で、本当にそうなってはいけないという中で、まずはこの打開策として、このコロナ禍の影響を受けないまではせめてこの有料化はストップするだとか、そういった議論にならないのかどうなのか。そしてその期間、例えば10月から来春までがもとどおりにしますよと、そういった中で今後の市民の理解や何かも求めながら、そして事業者のよりそれに対する向かう姿勢というのを整えながら、そういったことも必要ではないかなと思います。ただですらこのコロナ禍の影響で大変なところをもってして、やはりこういう状況の中ではそういった対応も必要ではないかなというところで私は感じるんですけれども、その点についてちょっともう一度、答弁いただきたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 再質問にお答えいたします。

この敬老バスにつきましては、有料化するときに事業者ともお話をしてまいりました。そして有料化した後に、今御答弁申し上げましたとおり、減収になったといった部分についても話をしてまいったわけでありまして。ただ、この敬老バス事業は、一つは健康福祉政策としてやっている事業であるということが一つ、それはまず、その事業の成り立ちというのは、公共交通の経営とは一定程度ちょっと分けて考えなくてはならないのかなということも含めて事業者と話をしているところであります。

ことはコロナの関係、あるいは中国からのインバウンドが減少したということなど、観光バスも大きな、観光事業も大きな、バス事業は打撃を受けておりますし、市内循環路線バスについてもこのコロナの影響を受けているということを我々も重々承知しております。そのような中で、地域公共交通網形成計画というのは、土別は市内のいろいろな地域がございますけれども、そこの足の空白地区をつくらないように、公共交通を網の目としてどう維持していくかということでもありますので、まずは敬老バスについては、このコロナの影響もあって、さまざまな評価ということについては、いま一度状況を見ていかなければならないかなと思いますけれども、今、谷議員が御心配されております交通事業者の経営については、これは立ち行かなくなるということになれば、これは市民の足に大きな影響、私たちがこの地域で生活するというためには、医療もそうですけれども、買い物もそうですけれども、そういったところに向かう、さまざまなお店に向かう足というのも重要な要素でありますので、そういうところに支障が出ないような政策というのは、その中でしっかりと考えていくと考えております。

○副議長（井上久嗣君） 谷議員。

○9番（谷 守君） しつこくて済みません、繰り返しになると思うんですけれども、公共交通網形成計画の中での福祉部門での敬老バス乗車事業だということで、これは公共交通網をしっかり市民の足を網目として、ネットワークで輸送しなければならないというこの計画自体だ

と思いますけれども、ところが、ちょっとくどいようですけれども、この敬老バス事業については、将来的には先ほど言った有料化が必要で、市民理解も得ていくという流れの中で、とりあえず1年行ってみて、かなりのダメージがあったという。それについては当然民間企業ですから、やはり対応するためにはどこかの減便をしなければならないですとか、そういった状況も出てくると思います。

そこで、交通網を網目として扱っていく中では、少しちょっとその面でも欠けていくのではないかと。そういったところで、特効薬ということではないんですけれども、緊急的にこんな時期ですからそういう対応も、地域公共交通活性化協議会で協議されるかどうかかわからないですけれども、その中で再度、頭の隅に入れていただきたいと思うんですけれども、ちょっともう一度、その辺ちょっと確認したいと思うんですけれども、いかがですか。

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今お話がございましたけれども、まずは市民の足をしっかりと確保していくということのためには何が必要かと。今、人口が減少になってきているこの状況の中で、公共交通についても、例えばバス事業であれば便数が多く、そしていろいろなところに路線を走らすというのは、これは理想でありますけれども、そのような中ではやはりある程度の便数のどうあるべきかといったような、またはどこを走らせるべきかといったようなことも、一つにはこれまで路線バス、定期的な路線を組んで走っておったものを、デマンドですとかコミュニティですとか、そういう新しい方法を取り入れながら、その足を確保してきたという状況もありますので、そういったこととしっかり組み合わせた中で、どう足を確保していくかといったことを、もう一度しっかり組み立てていきたいと。

それと、先ほど健康福祉施策とバスの経営と一定程度分けて考えるということを申し上げましたけれども、その敬老バス事業も大きな収入源となっているといったことも私ども重々わかっておりますので、そういったことも今の谷議員のお話を踏まえて、どのような形が公共交通網をしっかりと守っていくために有効かという視点に立って、いろいろな方向性についてもう一度見ていきたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 10番 渡辺英次議員。

○10番（渡辺英次君）（登壇） 通告に従い一般質問を行います。

1つ目の質問は、令和5年、2023年に北海道での開催が決定した夏の全国高校総合体育大会について質問をいたします。

昨年9月に道教委が北海道での開催を発表いたしました。実に36年ぶりとのことで、高校生徒の自主性や向上心、責任感など、健全育成の集大成の場として成功におさめたいところです。この北海道開催については、道教委からは、札幌を中心としながら種目ごとに開催地を決定して実施するとの考え方が示されております。しかしながら、これまでの全国高校総体の経歴を見ますと、過去、特に過去10年間においては、1都府県での開催ではなく、複数の都府県によって開催されています。北海道においては、恐らく地理的な観点からも北海道単独で

の開催になったのかと想像しておりますが、開催経費や関係者スタッフの人員数など、課題も多いと耳にします。

さて、本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年度の夏の高校総体、野球では春・夏の甲子園が中止となり、これまでひたむきに部活動に取り組んできた生徒たちには厳しい年となってしまいました。高野連各支部を初め、実現可能な種目については代替大会が実施されたことから、3年生にとっては最後の締めくくりはできたかとは思いますが、まだ先の見えないウイルスとの戦いもあり、今後のスポーツのあり方にも不安がよぎるところです。こういった意味からも、今後の全国高校総体については、でき得る限り各自治体が協力する中で高校生徒の健全育成に寄与していくことが必要と考えます。

そこでまずは、本市においては合宿の里士別として陸上やウエイトリフティングなど多くの種目のスポーツ合宿を誘致してきた経緯がありますが、この北海道開催に当たり、これまで道教委とどのような協議がされてきたか、経過をお知らせください。

また、その際に本市として実施可能な種目をどのように考えているか、また、参加者や関係者が来市する人員数などの規模はどの程度になるか、お知らせください。

次に、本市で実施するに当たって、それに係る経費はどの程度を想定しているのか、また、経費についても、道教委とどのような協議がされているのか、お知らせください。

さらに、開催に当たってのメリットやデメリットなど、課題をどのように分析されているか、あわせてお伺いいたします。

これまでに本市が取り組んできた合宿の里としての知識や経験を生かし、士別での実施が実現し、さらに今後の合宿の里としての進展につなげてほしいと考えるところです。

また、本市での実施ができる際には、イベント等を含め既存の事業や新たな取り組みを実施し、全国に士別をPRできるような相乗効果も考慮しながら、各種団体や学校などとも連携のもと、士別での開催の実現をお願いいたしまして、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

初めに、これまでの北海道教育委員会との協議経過についてです。

昨年5月に開催された北海道都市教育長会春季定期総会において、道教育庁学校教育局から令和5年度全国高校総合体育大会の北海道開催について検討しているとの情報提供がありました。7月には道教委の全国高校総体担当主幹や北海道ウエイトリフティング協会の役員が本市を訪れ、長年にわたり競技とかかわりが深い実績から、ウエイトリフティング競技の開催について検討要請を受けたところです。

その後、令和元年9月2日付で、全国高体連から北海道に開催決定通知が発せられ、正式に協議を開始しました。道教委の資料によりますと、ウエイトリフティング競技にかかわる人的な規模は、開会式を含む5日間で選手約400人、監督・コーチが約160人、これに大会役員が約50人の総数610人程度と示されています。また、開催費用については、全体予算を2,500万円と

見込み、道の負担が38%の約950万円、本市の負担が28%の約700万円、協賛金で約220万円、入場料及びプログラム収入が約70万円、そのほか、参加料や高体連負担金などとなっています。

この間の全国高校総体では、全国を9ブロックに分け、複数の都道府県を会場として開催されているケースがほとんどであり、北海道の場合は単独ブロックでの開催となるため、市町村負担が大きくなっています。あわせて、協賛金についても開催地実行委員会で対応しなければならないことや入場料及びプログラム収入などの不確定要素も考慮すると、開催地としておよそ1,000万円を工面することも想定しなければならないなど、一つは費用負担のあり方や資金調達が大きな課題となっています。

また、開催時期もこれまた大きな課題であり、全国高校総体は例年8月に開催されていますが、御承知のとおり、この時期は本市における合宿の最盛期で、一番入り込みの少ない期間でも50人から100人は常に宿泊しており、常連チームも合宿をしています。あわせて、令和3年度からはウエイトリフティング競技に女子の部も追加されるため、部屋割りの関係で、より多くの部屋数が必要になる中、本市の宿泊キャパシティでは対応できないことが想定されます。また、本市の一大イベントである土別ハーフマラソン大会など、短期間でのスポーツイベントの集中にどのような人的体制で対応していくのかの検討も必要です。このほか、大会開催に当たっての重要器具の一つであるタイマーつき判定機についても、現在本市で所有している判定機は全国規模の大会では使用できないことから、その対応が不可欠となっています。

全国高校総体を本市で開催することによって、市民にスポーツを見る楽しさを与えるきっかけとするとともに、多くの人々が本市を訪れることによるPR効果や交流人口の拡大などの側面もあることは十分に理解をしています。加えて、本市とウエイトリフティングのかかわりを鑑みたとき、開催したいという思いは強くあるのですが、これまでお話ししたとおり、課題が山積していることから、十分な検討、協議を重ねながらその対応について判断をしてみたいと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 渡辺議員。

○10番（渡辺英次君） 1件、確認の意味を込めて再質問させていただきます。

今市長から答弁いただきまして、開催費用の部分やスタッフの部分の課題等を答弁いただきました。最終的に十分な協議を重ねる必要があるという、最後お言葉いただきましたが、開催に向けて道教委とのその協議の中で、いつごろまでにその判断というのをしていかなければならないのか、現段階でわかってることがあればお知らせいただきたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

今お尋ねのございました現時点での判断の時期ということですが、年明けの2月ごろには全体的な体制というのを決めていくという話ではありますが、さきに御承知のとおり、道内での開催地だとかもう既に決まっているところでの実行委員会はまだ既に開催されています。

その後、また2月、年明けにそういったものを想定されてるようではございますけれども、年内には一定程度その方向性を見出したいという道の考えもあるようですので、そういったことを踏まえますと、11月末から12月の早い時期、そういった時期も一つの目安になろうかと考えてるところです。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 渡辺議員。

○10番（渡辺英次君）（登壇） 2つ目の質問は、水道未整備地区の生活用水について、本市の考え方を伺います。

我々人間が生きていくために、あるいは生活をしていくために欠かすことのできないものが水であり、生活している中で水道水を当たり前のように利用しているところですが、人口の減少により給水人口も減少することから、水道事業会計は今後もさらに厳しい経営状況が予想されます。平成30年に示された土別市水道事業経営戦略では、この先10年間を見据え、適切な施設管理や人材育成などを掲げ、持続可能な事業運営の推進に努めているところです。

一方、水道が整備されていない地区においては、おのおのの住民らで組織する水道利用組合において地下水をくみ上げ、生活用水として使用している状況にあります。水道が整備されている住民と違い、地下水利用者は地域によってその水質や量も異なり、場合によっては生活に支障を来している現状があります。そういったことを踏まえ、まずは今後の水道未整備地区に対しての上水道の配水管新設について、考え方を伺います。

次に、地下水利用者の井戸やポンプ、水質改善のための機器設置に対しての補助制度創設について伺います。

まずは、先日実施した飲料井戸の確認作業について伺います。

今回の実施は平成26年以来とのことで、前回は560件の飲料井戸が確認されたとのことです。このたびの確認作業においての件数とその変更の理由はどのようになっているかもあわせて伺います。

また、今回の実施は6年ぶりとのことですが、この期間は法令によるものなのか、あるいは独自の期間設定なのか伺います。

さらに、この確認作業は井戸内に水質汚染が発生した場合、それに対する措置を講じるためのものですが、あわせて現場の水質や数量など利用実態についての確認をしておくことで地下水利用者の現状把握ができたと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

さて、一昔前と違い、生活必需品である給湯器や電気などは、高性能化した反面、内部構造も複雑化しており、水質によっては数年もせずに故障するケースも少なくありません。そして何より、ほとんどの機器は原則水道水を使用することとされていることから、保証期間内であっても保証を受けられないケースが多いのが実態です。そういったことを考えると、地下水利用者が水道水を希望する大きな要因とも言えると思います。しかしながら、地域によっては現況の配水管の位置や口径、水圧などの要因で配水管の布設が現実的ではない場合も想定される

ため、そのような場合は、やはりおのおので井戸の施設を改修するか、場合によっては新たに井戸掘削をしなければなりません。本市の現状においては、地下水利用に対しての補助制度は創設されていませんが、その理由をお聞かせください。

地下水を生活用水として利用する場合、水質や水量にもよって改修内容もさまざまではありますが、場合によっては100万円を超える費用がかかることも想定されます。水道利用者と比較すると生活用水に係る費用としてはかなり高額なものであり、先ほど来お話ししたとおり、現在の生活水準で考えると、他の生活機器の故障リスクも大きく、どこに住んでいても安全・安心の生活用水を市民が利用できるようにすることが行政としての役割ではないかと考えますことから、地下水設備の補助制度の創設を強く求めまして、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 千葉建設水道部長。

○建設水道部長（千葉靖紀君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、水道未整備地区への配水管新設の考え方であります。

水道事業は、生活や事業活動に欠かせないライフラインを担う一方、公営企業という性質上、常に採算性を確保し、効率的な経営が求められているところです。その上で、住宅新築などにより個別に水道利用の申し込みがあった場合は、既存配水管から個人負担で引き込み工事をしていただくことを原則としており、個人の引き込みを短縮するための配水管整備は行っていないところです。また、配水管未整備地区からの要望については、既存施設の状況や配水管までの距離のほか、高低差などの地形的な条件、持続利用の可能性など、総合的に検証し、判断することとしております。本市の水道事業は厳しい経営状況にあり、将来的にも給水人口の減少は避けられない見通しです。新たな施設整備は整備後の維持管理費用を含め、水道料金として将来にわたり全ての利用者への負担となることから、慎重な判断が必要であり、多額な費用を要する未整備地区への配水管新設は難しいものと考えております。

次に、このたび実施した飲用井戸の確認調査についてです。

この調査は油漏れなどで地下水が汚染された場合、飲用への注意喚起や飲用中止などの措置をとり、市民の安全な生活を確保するため、使用状況の把握を目的に行ったものです。

今回の調査では、これまで把握していた560件に現況を確認するはがきを送付するとともに、新たな使用者も想定し、市ホームページや新聞で周知しました。全ての方から回答を得てはいませんが、現在までの結果は、廃止が17件、飲用以外の使用が8件、新たな使用確認が2件、差し引き537件が現在使用中と判断しております。

調査期間の設定については法令による定めはなく、前回調査から相当の期間が経過していることから、今回の調査に至ったところです。今後の調査における利用実態の確認については、これまでの情報に加えて水質状況についてもお聞きしたり、定期的な水質検査の実施を促すなど、実態把握と良好な衛生環境が維持されるよう努めてまいります。

次に、地下水設備への助成制度についてです。

助成制度の創設に当たっては、議会の一般質問でも御提言をいただき検討を行いました。上水道利用者はその使用料を負担するのに対し、地下水利用者にはなく、一時的に井戸の掘削、設備の更新などで大きな負担が生じますが、長期的視点での両者の負担には極端に大きな差がないと考えております。また、給水管整備地域内にも地下水利用者が存在したり、個々の状況により設備費、工事費が大きく異なること、用途が生活用水に限らないことに加え、市の財政負担などから、現時点まで助成制度を創設していないものであります。

なお、地下水設備に限った補助ではありませんが、給湯器や便座の更新などの給排水設備工事は、同一住宅で1回限りとはなりますが、士別市住宅改修促進助成金の交付対象となるものであり、市民からの相談にはこの制度を紹介してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 渡辺議員。

○10番（渡辺英次君） 再質問させていただきます。

ただいま御答弁いただきましたこの地下水に関する質問は、この士別市議会においては、平成24年の第2回定例会で当時の菅原議員が質問をしておりました。今いただいた答弁によりますと、新たな水道管の布設に関しては難しいということで、その部分は理解いたします。

それで再質問なんですけれども、いわゆる地下水に対するその支援はないのかという質問をさせていただいた中で、今いただいた答弁の中では、実質上水道については利用者負担があるということと、年間のトータルコストでいうと、上水道の負担がない分、実質かかる経費はそんなに変わらないということ、そして財政負担の課題もあることからできないということがありました。

そこで、ちょっと今回お話ししたいのが、平成30年3月に厚労省の中の医薬・生活衛生局水道課というところで、人口減少地域における多様な給水方法の検討に関する調査というのを行っているようです。それは約200ページぐらいずっとあったんですけども、簡潔に御紹介いたしますと、要するに人口減少地域において、今あるその施設、管路も含めて、あと浄水場も含めたその全体的な施設の維持が困難になってくるだろうということで、最長60年まで先を見込んだ調査を行ったということで、その管路の維持困難区域、いわゆるこれから例えば戸数が減ってきて、例えば長い管路を引っ張っていつているんですけども、例えば家屋が1軒しかないとか、そういうことが想定されることを踏まえた調査なんですけれども、そうなった場合に、水道法に基づいて水道事業というのを行っていると思うんですけども、これまでのように上水道で浄水したものを配水管を通して1軒1軒市民の住宅、家に届けるという方法だけではなくて、例えばそれを通常の耐用年数がたったときにそれを更新する費用と、あとはそれをもうちょっとグレードを下げた配管を使って更新した場合、もしくは生活水に関しては原則地下水を使っていただく、そのかわり飲料水については、ボトル水を配るであるとか、もしくは地下水、各戸の地下水に小さい浄水設備をつけるなど、6つの試算というか調査を行っております。

そういった意味からも、今後、士別市においても、先ほどお話しした今の本市の計画では10年先を見据えた中での水道のほうの事業計画になっていますけれども、60年たったときに今の施設が全部維持できるのかという課題になったときに、なかなかそれは難しいのではないかと現段階でも想定できると思います。そういった意味からも、ただいま申し上げたとおり、水道水という縛りにする、上水道という縛りにすると、当然その法律に基づいた、水道法に基づいた形になりますので上水道のみになりますけれども、地下水も今後、生活用水としては取り入れなければならないことが来るかもしれないということで、その辺の検討を今回していただきたいという思いを込めて、新たなその補助制度の新設ということでお願いをいたしました。

それで、現状では厳しいというのはわかったんですけども、今御紹介した、厚労省の調査の中で、現実的に今、行政のほうで地下水に対して補助金を出しているところが結構あります。北海道でいうと、全てではないと思うんですけども、私が確認できたのは北見市、それから月形町、月形町は昨年からの事業を実施しているみたいなんですけれども、地下水だからといって行政が一切助成しないというのは、やはり今後その理由にならないという部分がありますので、財政的な部分ということは厳しい部分はわかるんですけども、今後、今答弁いただいたように行政として今現状それはやらないというのではなくて、今後、新たないろいろな水道の給水方式があるということも踏まえた中で、検討だけでも先に進めていただきたいと考えるんですけども、その辺どうでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 千葉部長。

○建設水道部長（千葉靖紀君） 再質問にお答えいたします。

今、渡辺議員のほうから御説明がありました多様な給水に関する厚労省の調査がございました。この中で、いわゆるボトル配付ですとか、それからタンク車による配付、それから逆浸透膜による戸別浄水とか、いろいろなパターンが試算されております。それで、今水道の一部という形で御質問があったんですけども、あくまでも水道事業としましては、管路による給水が水道事業という形になりますので、管路によらないものについては水道事業ではなくて、市としての行政施策という形の検討になることをまず御理解いただきたいと思います。

その上で現在、給水人口減少という部分の中で、幹線管路もかなり延長の部分の中では、老朽化している部分もございますので、超長期的に考えた場合、利用戸数が減って、その管、例えば5キロメートル先、例えばですよ、5キロメートル先まで利用者がいないですとか、その管を実際に布設替すべきなのかどうか、その費用回収できるかどうかといった部分については、この先、十分危惧される部分が出てくるかと思えます。それをやった場合については、水道料金にすぐはね返るといった部分もございますので、その辺につきましては、水道事業それから簡易水道事業という部分がまた考えられる部分もありますけれども、今後、超長期にわたって検討しなければならない部分だとは踏まえてございます。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 13番 大西 陽議員。

○13番（大西 陽君）（登壇） 通告に従って一般質問を行います。

最初に、新規就農者の確保・定着を目的とした、本市の新規就農希望者支援体制に基づく取り組み経過について伺います。

このことは、重要な課題でありますので、この機会にぜひ議論を深めたいと思っておりますので、その点よろしくお願いを申し上げます。

今、日本の農業は、年を追うごとに農業人口が減少しており、従事者の高齢化と後継者不足も重なって、このまま推移すると将来にわたる農業生産活動の継続と農業・農村が持つ多面的機能の維持に支障を及ぼすおそれがあり、今後の深刻な課題となっております。

他方で、都会で暮らしている人が地方の農村に癒やしや安らぎを求めて新しく農業を始める人や一度農村を離れてもUターンする人もいて、農業・農村に対する関心が高まりつつあります。特に今回の新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、都会を離れて自然の中で暮らしたいとの思いがより強くなっているようであります。この傾向は、今後、地方に意欲のある有能な人材を招くことができる大きなチャンスだと思っております。

本市の農家戸数は、約10年前の平成22年には771戸でありました。令和元年度では、実際に生産を行う経営体で、法人を1戸とすると464戸と大きく減少しております。本市が基幹産業としている農業が将来にわたって持続的に成長していくためには、担い手対策を初めとし、さまざまな課題に向けて、より効果的な施策を関係する機関や団体と連携して進めることが極めて重要なことでもあります。

そこで、本市の担い手支援協議会が主体となって取り組んでいる新規就農希望者支援体制に基づいた次の6項目について、考え方と実践の内容を伺います。1つ目は、農業研修者の募集及び選考と決定までの経過、受け入れ地区・受け入れ先の調整、研修期間に滞在できる住居などの確保の考え方、研修計画の策定に対する考え方、研修の内容、就農に向けた支援の考え方についてお伺いいたします。

次に、平成28年10月に構成する農家54戸で設立された受入農家協議会の現在までの取り組み経過と、構成メンバーとなっている中山間地区代表、地区JA理事、農業委員、指導農業士、受け入れ農家で組織されている地区支援チームの役割を伺って、この質問を終わります。

（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から士別市担い手支援協議会が取り組む各項目の具体的な実践内容について答弁申し上げ、研修受入農家協議会への取り組み経過及び地区支援チームの役割については経済部長から答弁申し上げます。

本市農業は、冷涼な気象条件や天塩川最上流の豊富な清流を生かし、地域の特色を最大限に発揮した農畜産物の生産に努め、消費者に安全で安心な食の提供と、効率的かつ安定的な農業経営を目標としながら、地域を支える基幹産業として発展してまいりました。

しかしながら、農業・農村をめぐる情勢は、農業従事者の高齢化と人口減少が進み、農業生産に必要な農村環境やコミュニティの維持、担い手不足による遊休農地の発生が懸念されることから、本市では担い手の確保・育成のため、農業・農村担い手支援事業など、さまざまな施策を展開してきているところです。

御質問の士別市担い手支援協議会が取り組む具体的な実践内容についてですが、農業研修者の募集については、国の制度である地域おこし協力隊の募集を基本に、就農相談会への参加や道内の農業大学、道担い手センターへのPR活動等を実施しています。選考については、書類による1次選考を行い、その後2次選考となる面談では、応募動機や将来地域でやってみたい取り組み、その実現に向けた活動計画等を伺うとともに、積極性や協調性、理解力など5つの項目を評価し、受け入れを判断しています。直近の5年間の実績では、8名の応募があり、そのうち3名の方を農業研修者として受け入れています。

受け入れ地区・受け入れ先の調整については、面談結果をもとに、栽培を希望する作物などに応じて受け入れ地区等を決定することを基本としていますが、現在研修している農業研修者については、地区の農業者とのかかわりの中から、本人の希望により地区等を決定しています。

研修期間に滞在できる住居などの確保の考え方については、地域の方々との交流や地域行事への参加、さらには就農希望者を地域で理解してもらうためにも地域での滞在が好ましいと考えております。今後においても受け入れ地区での空き家利用などを検討してまいります。

研修計画の策定については、栽培技術や農業経営など、研修終了後の独立就農に向けて計画的に研修を行うことは重要なものと考えています。現在は農業研修者の希望や技術の習得状況等に合わせて、主たる受け入れ農家や農業改良普及センター、JAなどから意見を伺い、単年度ごとに計画を策定しています。

今後においては、来春独立就農を目指し活動している地域おこし協力隊の3年間を一つの就農パターンとして今後に生かし、農業研修から独立就農まで、しっかりとした研修計画を立てられるよう努めてまいります。

研修の内容については、主たる受け入れ農家を中心に栽培技術の習得に向けた実践研修を実施しているほか、北ひびき農学校の受講、JA青年部活動や地域行事へも積極的に参加いただいています。また、農業研修者や主たる受け入れ農家が作成した活動月報及び活動評価をもとに、農業改良普及センター、JA、市を中心に、双方と定期的に面談を行い、関係機関との意見交換で情報の共有を図っています。

就農に向けた支援については、独立就農に向けた青年等就農計画認定申請書の作成支援や国の助成事業である農業次世代人材投資事業による経営開始型の支援など、さまざまな事業の活用を検討し、農地確保に向けては、主たる受け入れ農家やJA、農業委員会等の関係機関の協力を得て、農業研修期間中の支援はもとより、地域の担い手として認めてもらえるよう努めているところです。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） 私から研修受入農家協議会の取り組み経過及び地区支援チームの役割についてお答えいたします。

受入農家協議会は、平成28年に農業研修者の受け入れ、新規就農者及び新規参入者等の確保、育成、推進を目的に、J A北ひびきが事務局となり、中山間地域代表やJ A理事、受け入れ農家などを構成員として設立されています。

29年に設立後、初めて農業研修希望者からの応募を受け、役員による面談を行い、上士別地区での受け入れを決定しましたが、その後、本人から辞退の申し出があり、受け入れは実現しませんでした。

30年に事務局のJ Aから、担い手支援協議会で募集と人選を一体的に行うべきとの提案を受け、受け入れ体制の見直しが行われ、以降、受入農家協議会の役割としては、受け入れ地区、受け入れ農家の選定、研修者等の支援となったところです。

31年には、受入農家協議会の役員から、担い手支援協議会と一体的に募集等を行うべきとの提案を受け、同年より担い手支援協議会に受入農家協議会の役員の方々にも出席いただき、新規就農者の確保に向け、意見等をいただいているところです。

地区支援チームについては、受入農家協議会の設立当初、市内を7地区に分け、各地区の中山間代表、J A理事、農業委員、受け入れ農家で構成され、研修者の主たる受け入れ農家や研修内容の決定、研修計画の作成、地域活動や就農後の支援等を担う組織として位置づけられたところです。現在は、受け入れ地区や主たる受け入れ農家の決定を初め、就農に向けた研修計画の策定等においては、担い手支援協議会が担う形となっており、多寄、朝日以外の就農研修者の受け入れ実績のない地区については、活動が行われていない状況にあります。

今後においては、事務局であるJ Aと連携を図り、農業研修者の受け入れや支援体制について、どのような形がよいのか、地域の意見を伺いながら受け入れ体制の見直しを行い、新規就農者等の確保に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） 再質問いたします。

受入農家協議会の関係で、今、答弁をお聞きすると、大きな期待を持って設立されましたけれども、この4年間、いわゆる実績がないということなんだと思います。

それで1つお聞きしたいのは、この協議会、担い手対策協議会、受入農家協議会も含めてですけれども、毎年の今、先ほど市長が答弁されたような中身について報告会をやっているはずですが。役員、それから行政、J Aと。そのメンバーをまず1点お伺いしたい。

それからもう一つは、これは事実関係を明確にしておかなければならないですけれども、答弁ではJ A北ひびきが事務局となって設立をしたということですが、現在は当然そうですけれども、当初は行政で起案をして、行政が役員体制について協議をして、途中からJ Aに

事務局を委託したということですから、これは今、経済部長の答弁を聞いていると、立ち上げのときから事務局だと言っておられますけれども、これは違うんだと、事実関係は違うんだと、それをちょっと確認したい。

それで、先ほど言った、どういう構成メンバーで報告会、例えば協力隊が入りましたと、あるいは実習生が入りましたと、どういうメンバーで報告会をやっているのか確認したい。

○副議長（井上久嗣君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えします。

報告会の関係、メンバーにつきましては、ちょっと私も手元に今、全てのメンバーがありませんので、後ほどちょっと報告させていただきます。

それから、受入農家協議会の事務局の関係ですが、私が思っていたのは、設立をするときには、今、大西議員が言われていましたとおり、こういう新規就農者を受け入れるためには、やはりそういう受け入れ体制を整えることが必要だということで、これに関しては設立するときにJAのほうとも十分協議をしながらやっていたつもりで、当初から行政が主体となって事務局的な立場で動いていただけではなくて、農協とも十分協議をしながらやっていたというつもりでありますので、これは見方によっては最初から農協だった、最初は行政だったということになるのかなという気はしますけれども、あくまでもこれは行政だけではなくて、全体の中でつくっていくということから踏まえて、農協と十分協議をした中で事務局をお願いしたというのは記憶をしているところです。

先ほどの報告会の関係ですが、受入農家協議会の構成員としましては、各地区からの代表、中山間の代表ですとか、農業委員、それからJAの理事等々、そういう方々のメンバーで構成されておりまして、50数名の方に御案内を差し上げながら、報告会という形で会議をしているという状況で、30年については総会を行っておりますけれども、31年については、書面総会にて行っているという状況であります。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） 質問の趣旨は、54戸の受け入れ農家の皆さんの関係なんです。そしてこれは今聞くと、きっと51戸だと思うんです。それで受け入れ農家、手を挙げてくれた。ただ、聞くところによると、中には長い間農業をやって、地域や行政や農協に大変お世話になったと。私は後継者もないし、いずれ離農して、この地に住むということで、ただ、長い間農業をやってお世話になった恩返しを何かできないかということで、受入農家協議会、受け入れをして若い人たちに農業技術を初めいろいろなこと教えたいという思いで手を挙げたという方も実はいるんです。ですから、54戸に案内をしたといっても、当時54戸でつくった受入農家協議会の皆さんが、今現在、私は受入農家協議会のメンバーだと思っている人が何人いるかということなんです。ナシのつぶてなんです、聞くと。

だからこのことは、責めているのではなくて、先ほど言ったように、関係機関と協議をして、

もし4年間やって、なかなか効果が出ない、そう簡単なものではないです。そういう場合は新たな施策を組むぐらいな、農業団体と協議して、いつまでもこれをやってもだめだと思います。新たな施策を役員の皆さんと相談をして、行政、農協と一体となって、大事なことから進めるんだということを求めたいと思うんです。そういう趣旨の質問なんです。この点について経済部長に聞いても、これは副市長です。副市長のお考え方をちょっとお伺いしたい。

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 再々質問にお答えいたします。

今、今回の大西議員の質問の趣旨というのをお伺いしました。

基幹産業農業をこの後もしっかりとつないでいくという上においては、農業経営される方が次の時代、次の時代もしっかりとその地域のコミュニティーを守りながら営農されるということは極めて重要なことであります。そういった中で、その新たな農業に参入される方は、どのように士別のほうに向いてもらうかといったことで協議会等々もつくっているわけでありませけれども、今御指摘にあったようなことがなかなか機能していないということであれば、これは御指摘のとおり、次の手段と申しますか、本当にこの士別市が次の時代にも農業をつなぐためには極めて重要なことでありますので、そのようなことをしっかりと、これも関係団体とどういった方向がいいかといったことを協議してまいりたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 大西議員。

○13番（大西 陽君）（登壇） 次に、コロナ禍における市立病院の経営状況についてお伺いたします。

多くの医療機関では、新型コロナウイルス感染症の影響で、みずからの感染防止のための受療行動の変化による、いわゆる受診控えで患者の減少と、限られた医療資源を新型コロナウイルス感染症の患者に集約をするため、予定していた他の疾病による入院や手術の延期で、医業収益の確保に大きな支障を来しております。さらに、感染防止対策のための施設整備や新たな備品購入による医業費用の増加と医療スタッフの労働環境の悪化もあって、病院経営に深刻なダメージを与えております。

そこで、本市の病院も少なからず影響を受けていると思いますが、その内容とあわせて対応についてまずお伺いたします。

病院経営は、さまざまな課題に対して速やかに対応するために、経営指標など数値目標の適切な管理に基づき、各項目の傾向について分析を行い、経営状況を客観的に把握することが必要であります。本定例会初日に、市長から7月までの前年同期との比較で、患者動向及び入院収益と外来収益について報告をされました。この傾向から予測をして、令和2年度の決算概数についてお伺いをしたいと思います。

令和3年度から新たな改革プランの策定を国から求められると思います。策定に当たっての現状認識、今後における国の方針について伺いたいと思います。

改革プランの中で名寄市立総合病院との連携強化については、昨日、喜多議員に対する答弁

である程度理解をいたしました。そのほかに、名寄市立病院からの転院患者が増えているようですが、高齢者世帯が比較的多い本市にとって、市民が地元で療養できることはよいことと思います。その実態と今後の展望を伺います。

今後、病院経営は、需要に応じた病棟体制を考えるべきと思いますが、人口減少に伴ってベッド数の削減も想定される中で、2020年度に医療法上の病床について全国での病床数削減を進める方策として、稼働病床ベースで10%以上の削減を行った病院に対して、将来当該病床を稼働させていけば得られるであろう利益、いわゆる将来の期待利益の補助を全額国費で行うとし、84億円の予算措置をしているようですが、この制度の概要とあわせて本市立病院としてこの制度を活用する考えがあるのか最後に伺って、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 三好病院事業副管理者。

○病院事業副管理者（三好信之君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、新型コロナウイルス感染症が市立病院に与えている影響についてです。

病院としては、これまで同様に、疑い患者の受入協力医療機関として4床を確保するとともに、地域全体で感染が蔓延する状況になり、重点医療機関、上川北部の場合は名寄市立病院ですけれども、そこでの対応が困難となった場合の受け入れ機関としてその機能を果たしていく予定となっております。

また、外来には発熱があるなど感染を疑う患者の来院もあり、PCR検査、抗原検査のための検体採取やCT撮影なども行われており、9月15日まで、月曜日までの状況では、疑い患者の入院対応が5件、検体採取が52件行われましたが、結果は全てが陰性でした。直近で52件になっています。

現在感染者の発生はないものの、こうした対応に従事する医療スタッフは、個人防護などの万全の感染対策をとってはいますが、精神的な疲労は蓄積しているものと考えています。こうした中、外来患者については受診控えが起きていたと考えられ、診療日一日当たりの外来患者数が、前年同月と比較すると、患者数が拡大し始めた2月では7.2%の減だったのが、3月は15.8%の減、4月16.4%の減、5月12.1%の減、6月8.9%の減と大きく減少が続きました。7月は4.3%の減、8月に入りまして昨年とほぼ同数、9月の現時点では、昨年ほぼ同数になりましたので、若干回復傾向が出てきているのかなとも考えております。

また、患者御家族の方には大変御不便をおかけしておりますが、院内での感染を未然に防止するため、入院患者の面会制限を継続しております。特にこの感染症は高齢者や基礎疾患がある方では重症化するリスクが高いとされており、当院の入院患者の平均年齢も80歳と非常に高くなっておりますので、御理解と御協力をお願いしているところです。

次に、令和2年度の決算概数についてです。

本年度においては、当初予算で5,200万円の当該年度純損失を見込んでおり、順調に医業収益が確保されたとしても厳しい状況となっています。7月末の収支状況は行政報告で申し上げましたが、8月末の数字がほぼ出ましたので、その数字で前年度と比較いたしますと、入院収

益では一定程度の患者確保となったことから、約1,950万円の増となっておりますが、手術患者の減などから診療単価が減少傾向にあります。一方、外来収益は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより4,500万円の減となり、7月以降1日当たりの外来受診者数の回復傾向も見られますが、入院・外来合わせた収益では現段階では当初の予算見込みを若干下回ると推計しています。

また、新型コロナウイルス感染症対策として費用の増加もあるところですが、これらについては国の感染症緊急包括支援事業として対象経費の10分の10が交付される予定ですので、収支には影響はないと考えています。加えて、どの程度の額になるか確定はしておりませんが、感染症患者や疑い患者を受け入れるための病床確保に対しても補助が予定されているところですが、今後この感染症がどうなるのか、この地域において感染者がどの程度発生するのか予測が付きません。仮に病院関係者に感染が広がるようなことがあれば、医療提供そのものにも影響が出てしまいます。こうした状況から、現時点で今年度の決算見込みを立てることは非常に難しいところですが、前年度までのように当該年度純利益を見込むことは現在厳しい状況にあると考えております。

次に、新たな病院経営改革プラン策定における現状認識と国の方針についてのお尋ねであります。

まず、名寄市及び他市などからの転院患者の状況についてです。入院患者の確保は収益確保の上では特に影響が大きく、近年においては名寄市立総合病院との連携により、同院からの転院患者が増加しており、平成26年度では年間8人だった転院患者が令和元年度では72人と大きく伸びています。これに旭川など他の急性期病院からの転院患者も合わせると、26年度は20人だったのが元年度では108人となり、これまでの取り組みが結果としてあらわれている一面と捉えています。これらの転院患者の疾病状況ですけれども、大腿骨骨折等の術後の患者が一番多く、次いで悪性腫瘍の術後、心疾患、脳血管疾患となっており、急性期後の回復期、慢性期の患者の受け入れ機能が果たしていると考えております。

次に、需要に応じた病棟体制についてです。現在の病院の許可病床は全体で148床で、これまでも患者数に応じた病棟体制の変更、運用を行ってまいりました。元年度は入院患者数が前年度と比較して1日当たりで見ると2.2%の減となっており、今後の人口減少に伴う患者数の減少がどの程度になるか、医療需要がどう変化していくのか、病床数についてはどの程度の規模が適正なのか、次の改革プランを策定する段階で、その後の病院経営においてもさまざまな角度から検証しなければならないと考えております。

例えば病床数を削減した場合、ピーク時の受け入れ患者が減少し、収益減につながる可能性がある反面、特別交付税の上乗せといった国からの財政措置があります。また、本年度の国の予算においては、地域医療構想を推進するため、新たなダウンサイジング支援として、先ほど議員のほうからお話がありました稼働病床の10%以上を削減することを条件に削減病床数に応じた支援として全国ベースで84件を計上しており、補助制度としては令和2年度限り、3年度

以降は消費税財源による事業として法改正を行うとしています。現在この活用を検討するため、北海道を通じて国に確認を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症対策の影響から、補助額を含め、その具体的内容が一向に示されていない状況にあります。

今後の病院においては、病床削減を避けては通れないと考えており、こうした補助制度の積極的な活用も含め、病院経営改革プランの策定に当たってまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） 1点だけもう1回確認したいのが決算見込みなんですが、今の答弁だと純利益の確保は厳しいということなんですけれども、これは赤字になる可能性があるという意味に捉えていいんでしょうか。その場合、当然収支バランスをとる上で、追加繰り入れというのも想定されるということなんでしょうか。この点について。

○副議長（井上久嗣君） 三好副管理者。

○病院事業副管理者（三好信之君） ただいまのお尋ねなんですけれども、入院のほうがまともに予定どおりだとしても、外来の部分でこの後、例年どおりとなったとしても、前半で失った5,000万円の部分が補填されませんので、単純に考えたら当初の5,000万円の収益不足に外来の5,000万円が加わると1億円ぐらいの経常収支のマイナスということも考えられるんですけれども、今現在の国のほうで、要綱上出ておりますのが、コロナ病床を空床というか確保している部分について、1日当たり5万2,000円の最終的には支援があると。うちでいきますと、仮に4床とすると、うまくいったら6床分もらえるのが、4床とすると1日約20万円、その365日分になるのか、12月までの分になるのかというところがありますので、それは制度としてありますので、満度にもしそれが入ってくると、一応収支上はもしかすると何とか賄えると。仮にそうならなくて、経常収支でマイナスになったとしても、それは今まで一般会計のほうから繰り入れ、改革プランの中で決められた額をいただいておりますので、資金残としても4億円何がしありますので、今年度については、そこは追加の繰り入れを求めないで病院の中で処理をしていこうと考えております。

○副議長（井上久嗣君） これにて一般質問を終結いたします。

○副議長（井上久嗣君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により明17日は休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（井上久嗣君） 御異議なしと認めます。よって明17日は休会と決定いたしました。

なお、18日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 3時16分散会)